改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
茨城県地域防災計画	茨城県地域防災計画		
風水害等対策計画編	風水害等対策計画編		
目次	目次		
1 総則	1 総則		
第1節 目 的1	第1節 目 的		
第2節 県土の自然条件3	第 2 節 県土の自然条件 ・・・・・・・・・・ 3		
第3節 防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱 ・・・・・・18	第3節 防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱 ・・・・・ 18		
2 風水害対策計画	2 風水害対策計画		
第1章 災害予防	第 1 章 災害予防		
第1節 県土の保全26	第1節 県土の保全26		
第2節 土砂災害防止対策32	第2節 土砂災害防止対策32		
第3節 道路・港湾の安全対策37	第 3 節 道路・港湾の安全対策 ・・・・・・・・・・ 36		
第 4 節 都市防災 37	第 4 節 都市防災 … 37		
第5節 学校等の安全対策・文化財の保護39	第5節 学校等の安全対策・文化財の保護39		
第6節 農地・農業の安全対策40	第6節 農地・農業の安全対策 40		
第 7 節 気象業務整備41	第 7 節 気象業務整備 41		
第8節 情報通信設備等の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・41	第8節 情報通信設備等の整備 42		
第9節 災害用資材、機材等の点検整備 ・・・・・・・・・・ 45	第9節 災害用資材、機材等の点検整備 ・・・・・・・・・ 45		
第10節 火災予防 … 45	第10節 火災予防 … 46		
第11節 防災知識の普及 … 48	第11節 防災知識の普及 … 49		
第12節 防災訓練 · · · · · · 51	第12節 防災訓練 · · · · · · 52		
第13節 防災組織等の活動体制整備 ・・・・・・・・・ 55	第13節 防災組織等の活動体制整備 ・・・・・・・・・ 56		
第14節 要配慮者支援58	第14節 要配慮者支援59		
第2章 災害応急対策	第2章 災害応急対策		
第1節 組織61	第1節 組織62		
第 2 節 動員70	第 2 節 動員 71		
第3節 気象情報等計画70	第 3 節 気象情報等計画 · · · · · · · · · · · · · · · 71		
第4節 災害情報の収集・伝達 82	第4節 災害情報の収集・伝達 ・・・・・・・・・・・・・・84		
	<u>第5節 災害救助法の適用</u> ・・・・・・・・・・・・・・93	i	被害把握前でも早期適
第5節 通信90	第6節 通信95		用を可能とし、被災者

	改定前		改定後	R6年度 計画 掲載項	備考 () は意見提出元
第6節	広報	第7節	広報104		支援の遅れを防ぐため、
第7節	消防活動102	第8節	消防活動		適用時の取扱いを明確
第8節	水防105	第9節	水防		化(防災・危機管理課)
第9節	災害警備110	第10節	災害警備		
第10節	交通計画111	第11節	交通計画117		
第11節	避難 ······ <u>117</u>	第 <mark>12</mark> 節	避難123		
第12節	食糧供給	第13節	食糧供給		
第13節	衣料・生活必需品等供給 · · · · · · · · · · · · 124	第14節	衣料·生活必需品等供給 ······ 131		
第 <mark>14</mark> 節	給水	第15節	給水		
第15節	要配慮者安全確保対策・・・・・・・・・・・ 127	第16節	要配慮者安全確保対策 · · · · · · 134		
第16節	応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理 ・・・・・・・ 130	第17節	応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理 ・・・・・・ 136		
第17節	医療・助産 ・・・・・・・・・・ 130	第18節	医療・助産137		
第18節	防疫 ······ 132	第19節	防疫 ····· 139		
第19節	災害廃棄物の処理	第 <mark>20</mark> 節	災害廃棄物の処理		
第20節	死体の捜索及び処理埋葬	第21節	死体の捜索及び処理埋葬		
第21節	障害物の除去 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 138	第22節	障害物の除去 ・・・・・・・・・・・ 144		
第22節	輸送	第23節	輸送		
第23節	労務計画	第24節	労務計画		
第 <mark>24</mark> 節	児童生徒等の安全確保・応急教育等 ・・・・・・・ 141	第25節	児童生徒等の安全確保・応急教育等 ・・・・・・・ 147		
第25節	自衛隊に対する災害派遣要請	第26節	自衛隊に対する災害派遣要請		
第 <mark>26</mark> 節	応援・受援 ······ 155	第27節	応援·受援 · · · · · · 161		
第 <mark>27</mark> 節	農地農業160	第28節	農地農業		
第 <mark>28</mark> 節	電力施設の復旧 ・・・・・・・・・ 162	第29節	電力施設の復旧 ・・・・・・・・・ 168		
第 <mark>29</mark> 節	東日本電信電話株式会社茨城支店の災害対策計画 163	第30節	<u>NTT東日本</u> 株式会社茨城支店の災害対策計画 169	ii	社名変更に伴う修正
第 <mark>30</mark> 節	株式会社NTTドコモ茨城支店の非常災害対策計画 165	第31節	株式会社NTTドコモ茨城支店の非常災害対策計画 171		(NTT東日本株式会
第31節	県防災へリコプターによる災害応急対策 ・・・・・・ 166	第32節	県防災へリコプターによる災害応急対策 ・・・・・・ 172		社)
第32節	郵政事業に係る措置166	第 <mark>33</mark> 節	郵政事業に係る措置173		
第3章 第	災害復旧計画	第3章	災害復旧計画		
第1節	公共施設の災害復旧 ・・・・・・・・・ 168	第1節	公共施設の災害復旧 174		
第2節	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成 ・・・・・・・ 170	第2節	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成 176		
第3節	災害復旧資金 · · · · · · 174	第3節	災害復旧資金 · · · · · · 180		

改定前	改定後	R6年度 計画 備考()は意見提出元 掲載項
第4節 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金 ・・・・ 175	第4節 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金 … 180	
第5節 その他の保護計画	第5節 その他の保護計画 ····· 192	
第6節 防災関係機関の復旧計画	第6節 防災関係機関の復旧計画 ・・・・・・・・・ 193	
 3 海上災害対策計画	3 海上災害対策計画	
第1章 災害予防	第 1 章 災害予防	
第1節 海上交通安全の確保	第1節 海上交通安全の確保 ・・・・・・・・・・・ 197	
第2節 船舶の安全な運航の確保 ······ 191	第2節 船舶の安全な運航の確保 · · · · · · · · · · · 197	
第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え192	第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え 198	
第4節 緊急輸送活動への備え	第4節 緊急輸送活動への備え · · · · · · · · · 200	
第5節 防災関係機関の防災訓練の実施194	第5節 防災関係機関の防災訓練の実施 200	
第6節 災害復旧への備え194	第6節 災害復旧への備え · · · · · · · · · 200	
第2章 災害応急対策	第2章 災害応急対策	
第1節 発災直後の情報の収集・連絡 · · · · · · · 195	第1節 発災直後の情報の収集・連絡 · · · · · · · · · · 201	
第2節 活動体制の確立196	第 2 節 活動体制の確立	
第3節 捜索、救出・救助及び消火活動	第3節 捜索、救出・救助及び消火活動	
第4節 危険物等の大量流出に対する応急対策 ・・・・・・・ 200	第4節 危険物等の大量流出に対する応急対策 ······ 207	
第5節 緊急輸送の確保	第 5 節 緊急輸送の確保 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
第6節 治安の維持204	第6節 治安の維持 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 211	
第7節 応援の要請 ・・・・・・・・・・・・・・・ 204	第 7 節 応援の要請 · · · · · · · · · · · 211	
第8節 流出油等災害の補償対策204	第8節 流出油等災害の補償対策 212	
4 航空災害対策計画	4 航空災害対策計画	
第1章 災害予防	第1章 災害予防	
第1節 茨城県の航空状況 ・・・・・・・・・・・・ 206	第 1 節 茨城県の航空状況 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
第 2 節 航空交通の安全のための情報の充実 · · · · · · · · 206	第 2 節 航空交通の安全のための情報の充実 · · · · · · · · 213	
第3節 航空機の安全な運行の確保	第3節 航空機の安全な運行の確保 214	
第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え 207	第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え 214	
第2章 災害応急対策	第2章 災害応急対策	
第1節 発災直後の情報の収集・連絡 · · · · · · · · · · · · · 210	第1節 発災直後の情報の収集・連絡 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	

改定前	改定後	R6年度 計画 備考()は意見提出元 掲載項
第2節 活動体制の確立	第2節 活動体制の確立 ······ 219	
第3節 捜索、救助・救急、医療及び消火活動215	第3節 捜索、救助・救急、医療及び消火活動 ····· 222	
第 4 節 避難指示、誘導 ······ 216	第 4 節 避難指示、誘導 ······ 223	
第5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 216	第5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 ・・・・223	
第6節 関係者等への的確な情報伝達活動217	第6節 関係者等への的確な情報伝達活動 ・・・・・・・・ 224	
第7節 遺族等事故災害関係者の対応 ・・・・・・・・・・・ 217	第7節 遺族等事故災害関係者の対応 ・・・・・・・・・ 225	
第8節 防疫及び遺体の処理217	第8節 防疫及び遺体の処理 ····· 225	
」 5 鉄道災害対策計画	5 鉄道災害対策計画	
第1章 災害予防	第1章 災害予防	
第1節 茨城県の鉄道状況 ・・・・・・・・・・・・ 219	第1節 茨城県の鉄道状況 ・・・・・・・・・・・・・・ 226	
第2節 鉄道交通の安全のための情報の充実 ・・・・・・・・ 220	第2節 鉄道交通の安全のための情報の充実 ・・・・・・・・ 227	
第3節 鉄道交通安全運行の確保220		
第4節 鉄道車両の安全性の確保221	第4節 鉄道車両の安全性の確保 ····· 228	
第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え 221	第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え 228	
第2章 災害応急対策	第2章 災害応急対策	
第1節 発災直後の情報の収集・連絡 · · · · · · · · 225	第1節 発災直後の情報の収集・連絡 ・・・・・・・・・ <mark>232</mark>	
第2節 活動体制の確立226	第2節 活動体制の確立 ······ 234	
第3節 救助・救急、医療及び消火活 動 229	第3節 救助・救急、医療及び消火活 動 237	
第 4 節 避難指示、誘導 ······ 230	第 4 節 避難指示、誘導 ····· 238	
第5節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動 230	第5節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動 … 239	
第6節 関係者等への的確な情報伝達活動 ・・・・・・・・・ 231	第6節 関係者等への的確な情報伝達活動 ・・・・・・・・ 239	
第7節 防疫及び遺体の処理231	第7節 防疫及び遺体の処理 ····· 240	
第3章 災害復旧 · · · · · · · 232	第3章 災害復旧 ······ 240	
6 道路災害対策計画	6 道路災害対策計画	
第1章 災害予防	第 1 章 災害予防	
第1節 茨城県の道路交通状況 ・・・・・・・・・・・ 233	7.0 1.1 0.77.0 1 - 1.00.0 - 1.00.0	
	第2節 道路交通の安全のための情報の充実 ······ 242	
第3節 道路施設等の管理と整備 ・・・・・・・・・・・ 234	第3節 道路施設等の管理と整備 ・・・・・・・・・・・・ 242	

	改定前		改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
第4節	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え 234	第4節	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え 243		
第5節	防災知識の普及	第5節	防災知識の普及 245		
第6節	再発防止対策の実施 ・・・・・・・・・・・ 237	第6節	再発防止対策の実施 ・・・・・・・・・・ 245		
	炎害 応急対策		災害応急対策		
第1節	発災直後の情報の収集・連絡 · · · · · · · 238	第1節	発災直後の情報の収集・連絡 · · · · · · · 246		
第2節	活動体制の確立 ・・・・・・・・・・・・ 239	第2節			
第3節	救助・救急、医療及び消火活動243	第3節	救助・救急、医療及び消火活動252		
第4節	緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動 ・・・・ 243	第4節	緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動 … 253		
第5節	危険物の流出に対する応急対策 ······ 244	第5節	危険物の流出に対する応急対策 ・・・・・・・・・ 253		
第6節	道路施設・交通安全施設の応急復旧活動 244	第6節	道路施設・交通安全施設の応急復旧活動 253		
第7節	関係者等への的確な情報伝達活動244	第7節	関係者等への的確な情報伝達活動 ・・・・・・・・ 253		
第8節	防疫及び遺体の処理	第8節	防疫及び遺体の処理 254		
	(害復旧 ····································		災害復旧		
, / 厄陕彻₹ 第1章 災	等災害対策計画 《宝圣院	/ 厄陕彻= 第1章 ∮	等災害対策計画 ※宝子院		
	《音 F M) - 危険物等災害の予防対策(各災害共通事項) ···· 246		ペーアの - 危険物等災害の予防対策(各災害共通事項) · · · · 255		
	石油類等危険物施設の予防対策 249		石油類等危険物施設の予防対策		
	高圧ガス・火薬類の予防対策 · · · · · · · · 250	第3節			
第4節	- 毒劇物取扱施設の予防対策 · · · · · · · · · 252	第4節			
第5節	放射線使用施設等の予防対策 · · · · · · · · · 253	第5節			
	核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する予防対		核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する予防対		
77 O KI	策 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	31 O II	策 … 263		
			200		
第2章 災	後害 応急対策	第2章	災害応急対策		
第1節	発災直後の情報の収集・連絡(各災害共通事項) 255	第1節	発災直後の情報の収集・連絡(各災害共通事項) 264		
第2節	活動体制の確立(各災害共通事項)259	第2節	活動体制の確立 (各災害共通事項) 269		
第3節	石油類等危険物施設の事故応急対策 ・・・・・・・・ 262	第3節	石油類等危険物施設の事故応急対策 … 272		
第4節	高圧ガス、火薬類の事故応急対策 ・・・・・・・・ 265	第4節	高圧ガス、火薬類の事故応急対策 ・・・・・・・・ 275		
第5節	毒劇物 <mark>多量</mark> 取扱施設の事故応急対策 ······ 269	第5節		v	誤りの修正 (薬務課)

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考 () は意見提出元
第6節 放射線使用施設等の事故応急対策 ・・・・・・・・ 270	第6節 放射線使用施設等の事故応急対策 ・・・・・・・・ 280		
第7節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故応急対策 … 271	第7節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故応急対策 ・ 282		
第 8 節 避難誘導対策 ······272	第8節 避難誘導対策283		
第9節 捜索・救出・救助対策 ····· 273	第9節 捜索・救出・救助対策 ····· 283		
第10節 応援要請対策 ······ 273	第10節 応援要請対策 ······ 283		
第11節 医療救護対策 ······273	第11節 医療救護対策 ··················284		
第12節 緊急輸送の確保 ・・・・・・・・・・・・・ 273	第12節 緊急輸送の確保 · · · · · · · · 284		
8 大規模な火事災害対策計画	8 大規模な火事災害対策計画		
第1章 災害予防	第1章 災害予防		
第1節 災害に強いまちづくり ······ 275	第1節 災害に強いまちづくり ······ 285		
第2節 大規模な火事災害防止のための情報の充実 ・・・・・・276	第2節 大規模な火事災害防止のための情報の充実 ···· 286		
第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備	第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備		
え	え		
第4節 防災知識等の普及 ・・・・・・・・・・・ 278	第4節 防災知識等の普及 · · · · · · 288		
第2章 災害応急対策	第2章 災害応急対策		
第1節 発災直後の情報の収集・連絡 ······ 279	第1節 発災直後の情報の収集・連絡 ····· 289		
第2節 活動体制の確立 ······ 280	第2節 活動体制の確立 ······ 291		
第3節 救助・救急、医療及び消火活動	第3節 救助・救急、医療及び消火活動 294		
第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 ···· 283	第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 ··· 295		
第5節 避難の受入れ ·························· 284	第 5 節 避難の受入れ ············· 295		
第6節 施設及び設備の応急復旧活動 ······ 284	第6節 施設及び設備の応急復旧活動 ······ 295		
第7節 関係者等への的確な情報伝達活動 ······ 284	第7節 関係者等への的確な情報伝達活動 ····· 296		
第8節 防疫及び遺体の処理 ····· 285	第8節 防疫及び遺体の処理 ····· 296		
第3章 災害復旧 ····· 285	第3章 災害復旧 ····· 296		
9 林野火災対策計画	9 林野火災対策計画		
第1章 災害予防	第1章 災害予防		
第1節 林野火災に強い地域づくり ······ 286	第1節 林野火災に強い地域づくり ······ 297		
第2節 林野火災防止のための情報の充実 ・・・・・・・・・・・ 286	第2節 林野火災防止のための情報の充実 ・・・・・・・・・・・ 297		

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
<u>(新規)</u>	第3節 林野火災に対する警戒の強化298	Vi	防災基本計画を反映
第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え 286	第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え 298		(消防安全課)
第4節 防災活動の促進289	第5節 防災活動の促進 301		
第2章 災害応急対策	第 2 章 災害応急対策		
第1節 発災直後の情報の収集・連絡289	第1節 発災直後の情報の収集・連絡 ・・・・・・・・ 302		
第2節 活動体制の確立291	第2節 活動体制の確立303		
第3節 救助・救急、医療及び消火活動293	第3節 救助・救急、医療及び消火活動306		
第4節 緊急輸送のための交通の確保 ······ 295	第4節 緊急輸送のための交通の確保 · · · · · · · · · 308		
第5節 避難の受入れ ・・・・・・・・・・・・・・・・ 295	第5節 避難の受入れ		
第6節 施設、設備の応急復旧活動 ・・・・・・・・・・・ 295	第6節 施設、設備の応急復旧活動 ・・・・・・・・・・ 309		
第7節 関係者等への的確な情報伝達活動 ······ 295	第7節 関係者等への的確な情報伝達活動 ・・・・・・・・ 309		
第8節 二次災害の防止活動 296	第8節 二次災害の防止活動 ・・・・・・・・・・・・309		
(新規)	10 火山噴火降灰対策計画		令和7年度防災基本計
			画の修正を踏まえ、火
	第1節 火山噴火降灰による被害想定 ····· 311		山噴火降灰対策を新設
	第2節 火山に関する情報等 · · · · · 313		(防災・危機管理課)
	<u>第3節 防災知識の普及等</u> · · · · · · · 315		
	第2章 災害応急対策 第1第 際応対策における図音すべき東頂策 ************************************		
	<u>第1節 降灰対策における留意すべき事項等</u> ····· 316		

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
1 総則 第2節 県土の自然条件	1 総則 第2節 県土の自然条件		
第2 気候 2 気象災害の概況 本県においては、台風、低気圧による災害のほか、雷災、ひょ う害、霜害、冷害等の気象災害がある。 (1) 台風(昭和16年以降)	第2 気候 2 気象災害の概況 本県においては、台風、低気圧による災害のほか、雷災、ひょ う害、霜害、冷害等の気象災害がある。 (1) 台風(昭和16年以降)		
(中略)	(中略)		
 ④ 平成21.10.8 (第18号) 台風は8日12時頃に最接近し、7日11時から8日11時までの総降水量は、花園で167.0mm、北茨城で129.5mm、大能で116.5mm、日立で130.0mm、柿岡で102.5mmを観測した。また、8日朝に土浦市、龍ヶ崎市及び利根町で竜巻が発生した。被害は、負傷者15名、住家被害(半壊34、一部損壊222、床上浸水1、床下浸水19) 	 ④ 平成21.10.8 (第18号) 台風は8日12時頃に最接近し、7日11時から8日11時までの総降水量は、花園で167.0mm、北茨城で129.5mm、大能で116.5mm、日立で130.0mm、柿岡で102.5mmを観測した。また、8日朝に土浦市、龍ケ崎市及び利根町で竜巻が発生した。被害は、負傷者15名、住家被害(半壊34、一部損壊222、床上浸水1、床下浸水19) 	11	誤記修正(龍ケ崎市)
(後略)	(後略)		
第3節 防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱	第3節 防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱		
第3 指定地方行政機関 関東管区警察局 1 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整 に関すること。 2 他管区警察局及び警視庁との連携に関すること。 3 管区内防災関係機関との連携に関すること。 4 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに 報告連絡に関すること。	第3 指定地方行政機関 関東管区警察局 1 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整 に関すること。 2 他管区警察局及び警視庁との連携に関すること。 3 管区内防災関係機関との連携に関すること。 4 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに 報告連絡に関すること。		

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考 () は意見提出元
5 警察通信の確保及び統制に関すること。 6 津波警報、火山警報の伝達に関すること。	5 警察通信の確保及び統制に関すること。 6 津波警報、火山警報の伝達に関すること。		
	関東管区行政評価局(茨城行政監視行政相談センター) 1 被災者への生活支援情報の提供に関すること。 2 専用電話を備えた相談窓口の開設に関すること。 3 特別行政相談所の開設に関すること。	19	管区行政評価局等が指 定地方行政機関に指定 されたため(関東管区 行政評価局(茨城行政 監視行政相談センタ
関東総合通信局 1 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること。 2 災害時テレコム支援チーム (MIC-TEAM) による災害対応支援に関すること。 3 災害対策用移動通信機器、臨時災害放送局用整備及び災害対策用移動電源車等の貸し出しに関すること。 4 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置 (臨機の措置) の実施に関すること。 5 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること。 (略)	関東総合通信局 1 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること。 2 災害時テレコム支援チーム (MIC-TEAM) による災害対応支援に関すること。 3 災害対策用移動通信機器、臨時災害放送局用整備及び災害対策用移動電源車等の貸し出しに関すること。 4 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置(臨機の措置)の実施に関すること。 5 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること。 (略)		

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考 () は意見提出元
第5 指定公共機関日本原子力発電株式会社(東海発電所) 放射線災害の防止及び応急対策等に関すること。	第5 指定公共機関日本原子力発電株式会社(東海発電所・東海第二発電所) 放射線災害の防止及び応急対策等に関すること。	22	茨城県地域防災計画記 載の名称を統一(日本 原子力発電株式会社)
東日本電信電話株式会社 1 電気通信施設の整備及び点検に関すること。 2 災害時における緊急電話の取扱いに関すること。 3 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること。	NTT東日本 株式会社 1 電気通信施設の整備及び点検に関すること。 2 災害時における緊急電話の取扱いに関すること。 3 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること。	23	社名変更に伴う修正 (NTT東日本株式会 社)
第6 指定地方公共機関 ガス事業者(東部ガス株式会社、 <u>東日本ガス株式会社</u>) 1 ガス施設の安全、保全に関すること。 2 災害時におけるガスの供給に関すること。	第6 指定地方公共機関ガス事業者(東部ガス株式会社、株式会社エナジー宇宙)1 ガス施設の安全、保全に関すること。2 災害時におけるガスの供給に関すること。	24	グループ会社合併・分 社化による社名変更 (株式会社エナジー宇 宙)

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
2 風水害対策計画 第 1 章 災害予防 第 1 節 県土の保全	2 風水害対策計画 第1章 災害予防 第1節 県土の保全		
第 1 治山治水計画	第 1 治山治水計画		
1 治山計画 (1) 森林の概況 本県の森林は県北部を中心とする山岳林、県中央部から南 西部にかけての平地林及び海岸線に沿って分布する海岸林に 大別され、面積は18万 <u>8</u> 千haで県土の約1/3を占めている。	1 治山計画 (1)森林の概況 本県の森林は県北部を中心とする山岳林、県中央部から南 西部にかけての平地林及び海岸線に沿って分布する海岸林に 大別され、面積は18万 <u>7</u> 千haで県土の約1/3を占めている。	26	山地災害危険地区や保 安林指定面積等の時点 修正(林業課)
(後略)	(後略)		
(2) 治山施設の整備 県内における山地災害危険地区等を調査した結果、総数で 1,249 箇所あり、その内訳は次のとおりである。(令和 <u>6</u> 年3 月末現在) 山地災害危険地区 (民有林) <u>1,188</u> 箇所 (国有林) 21箇所 ※資料8- <u>12</u> 海岸防災林荒廃危険地区 40箇所 ※資料8- <u>13</u>	(2) 治山施設の整備 県内における山地災害危険地区等を調査した結果、総数で 1,250箇所あり、その内訳は次のとおりである。(令和7年3 月末現在) 山地災害危険地区 (民有林) 1,189箇所 (国有林) 21箇所 ※資料8-8-2 海岸防災林荒廃危険地区 40箇所 ※資料8-9		誤記修正(防災・危機 管理課)
(後略)	(後略)		
2 保安林整備計画 (1) 保安林の概況 森林には、雨を貯え、ゆっくりと川に流すことで、安定した川の流れを保ち、洪水や渇水、土砂の流出などを防止する働きがある。 これらの公益的機能の発揮が特に要請される森林について、保安林に指定し適正な管理を進めている。 令和5年度末現在で、民有保安林18,116ha、国有保安林	2 保安林整備計画 (1) 保安林の概況 森林には、雨を貯え、ゆっくりと川に流すことで、安定した川の流れを保ち、洪水や渇水、土砂の流出などを防止する働きがある。 これらの公益的機能の発揮が特に要請される森林について、保安林に指定し適正な管理を進めている。 令和6年度末現在で、民有保安林18,268ha、国有保安林		山地災害危険地区や保 安林指定面積等の時点

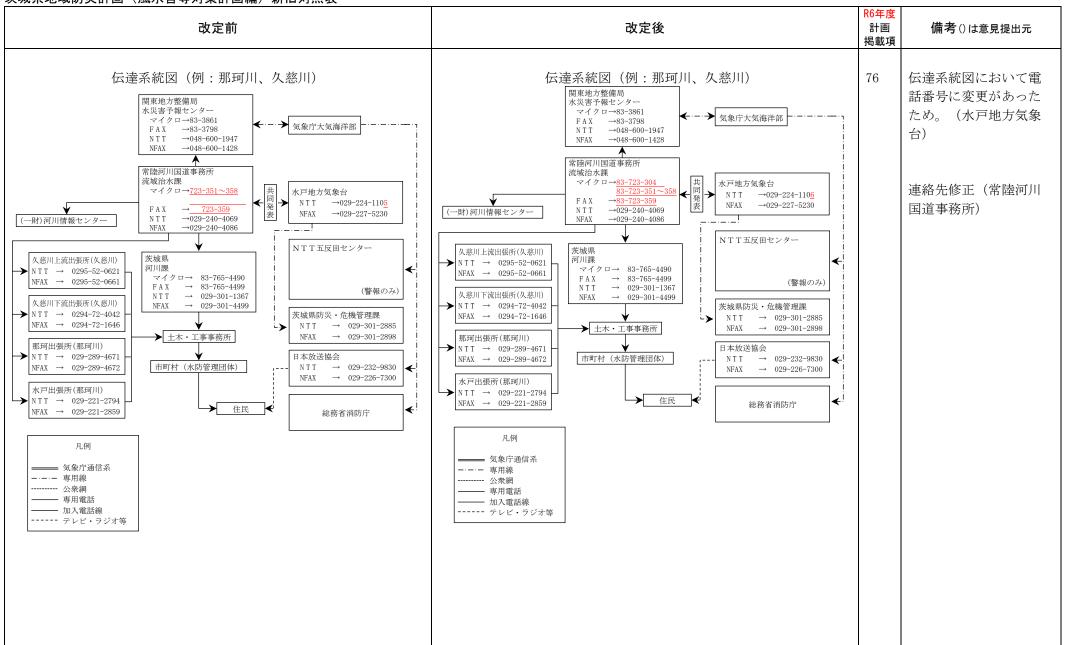
改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
38,041ha、計 <u>56,157</u> haの保安林が配備されている。 (2) 保安林整備計画 (略) 3 河川改修 (1) 河川の概況 (略) (2) 河川改修事業 ア 直轄河川改修 利根川は明治以来治水事業が進められ <u>てきたが</u> 、昭和22年のカスリン台風等の結果に鑑み 八斗島の基本高水流量を22,000m3/sとして工事を実施中である。しかし、下流部においては未だ無堤地区があるなど治水安全度は低く、事業の促進を図る必要がある。	38,041ha、計 <u>56,309</u> haの保安林が配備されている。 (2) 保安林整備計画 (略) 3 河川改修 (1) 河川の概況 (略) (2) 河川改修事業 ア 直轄河川改修 利根川は明治以来治水事業が進められ 、昭和22 年のカスリン台風等の既往洪水や気候変動により予測され る将来の降雨量の増加等を考慮し、八斗島の基本高水流量 を26,000m3/sとして工事を実施中である。しかし、下流部においては未だ無堤地区があるなど治水安全度は低く、事業の促進を図る必要がある。	27	修正(林業課) 国の河川整備計画変更 に伴う修正(監理課)
(後略)	(後略)		
第3 水防法に基づく洪水・内水氾濫対策 5 避難体制等の整備 (中略) (5) 市町村は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。 (後略)	第3 水防法に基づく洪水・内水氾濫対策 5 避難体制等の整備 (中略) (5) 市町村は、洪水に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。 (後略)	31	取り消し線の修正(監理課)

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
第8節 情報通信設備等の整備	第8節 情報通信設備等の整備		
災害発生時には、国、県、市町村、防災関係機関の間で緊密な情報連絡をとることが全ての対策の基本となる。そのため、平常時より、ソフト・ハード両面で情報通信ネットワークを強化していくことが必要である。	災害発生時には、国、県、市町村、防災関係機関の間で緊密な情報連絡をとることが全ての対策の基本となる。そのため、平常時より、ソフト・ハード両面で情報通信ネットワークを強化していくことが必要である。		
1 情報通信設備の整備	1 情報通信設備の整備		
(1) 県の情報通信設備	(1) 県の情報通信設備		
(略)	(略)		
(2) 市町村の情報通信設備	(2) 市町村の情報通信設備		
1) 市町村防災行政無線	1) 市町村防災行政無線		
(略)	(略)		
2)消防無線	2)消防無線	42	電波法の記載に変更が
消防無線には <u>周波数別に①市町村波、②救急波、③県内共</u>	消防無線には、 <u>市町村等及び都道府県がそれぞれの消防業</u>		あったため、修正。ま
通波、④全国共通波がある。	務・救急業務の管轄区域において、消防・救急業務の活動を		た、消防無線の考え方
特に、広域応援体制による消火活動を円滑実施するため、	行う時に使用する活動波がある。		を追記(いばらき消防
全国共通波の整備に努める。	また、市町村等及び都道府県がその属する管轄区域を越え		指令センター)
	て、他の市町村等及び都道府県の消防活動を支援する場合又 は指定を受けている周波数が輻輳時により使用できない場合		
	に消防庁が消防機関との相互連絡を行う場合に使用される共		
	通波がある。		
	消防無線については、大規模災害時にも、迅速かつ確実に		
	被害情報等を共有できる有用な設備であることから適切な整		
	備及び維持管理に努める。		
(3) 防災関係機関の情報通信設備	(3) 防災関係機関の情報通信設備		
1) 関東管区警察局 警察無線設備	1) 関東管区警察局 警察無線設備		
2) 第三管区海上保安本部 海上保安庁通信設備	2) 第三管区海上保安本部 海上保安庁通信設備		
3) 気象庁 <u>気象通信設備</u> 、防災情報	3) 気象庁 <u>気象情報伝達処理システム(専用線)</u> 、防災情報	42	現状のシステムと整合
提供システム	提供システム		していないため。(水
(専用線・インターネット)	(・インターネット)		戸地方気象台)
4) 国土交通省関東地方整備局 国土交通省無線設備	4) 国土交通省関東地方整備局 国土交通省無線設備		

次规宗地域防灭計画(風水音等対東計画編)新旧対照表 改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
5) 東京電力パワーグリッド(株) 茨城総支社 東京電力通信設備	5) 東京電力パワーグリッド(株)茨城総支社 東京電力通信設備		
6) JR東日本(株)水戸支社 鉄道通信設備 7) 茨城交通(株) 茨城交通通信設備	6) JR東日本(株)水戸支社 鉄道通信設備 7) 茨城交通(株) 茨城交通通信設備		
8) 首都圈新都市鉄道(株) 鉄道通信設備	8) 首都圈新都市鉄道(株) 鉄道通信設備		
(4) 情報通信設備の災害時の機能確保	(4) 情報通信設備の災害時の機能確保		
(略)	(略)		
第11節 防災知識の普及	第11節 防災知識の普及		
(中略)	(中略)		
1 一般県民向けの防災教育	1 一般県民向けの防災教育		
(1) 普及すべき防災知識の内容	(1) 普及すべき防災知識の内容		
(略)	(略)		
(2) 防災基地の整備	(2) 防災基地の整備		
(略)	(略)		
(3) 広報紙、パンフレットの配布	(3) 広報紙、パンフレットの配布		
(略)	(略)		
(4) 講習会等の開催	(4) 講習会等の開催		
(略) (5)住民参加型ワークショップの開催	(略) (5)住民参加型ワークショップの開催		
(略)	(略)		
(6) その他のメディアの活用	(6) その他のメディアの活用	50	 文言修正。廃止となっ
1)テレビ・ラジオ局、CATV局の番組の活用	1) テレビ・ラジオ局、CATV局の番組の活用	00	ている地震体験車を反
2) ビデオ、DVD、フィルムの製作、貸出	2) ビデオ、DVD、機材等の 貸出		映。地震編の表現と統
3) 文字放送の活用	3) 文字放送の活用		一(防災・危機管理
4) インターネットの活用 (ホームページ、メール、ソーシャ	4) インターネットの活用(ホームページ、メール、ソーシャ		課)
ル・ネットワーキング・サービス、X等)	ル・ネットワーキング・サービス、X等)		
5) 地震体験車等の教育設備の貸出	(削除)		
<u>6</u>)県防災情報メールの活用	<u>5</u>) 県防災情報メールの活用		

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
第2章 災害応急対策 第3節 気象情報等計画	第2章 災害応急対策 第3節 気象情報等計画		
第 1 風水害関係	第 1 風水害関係		
5 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、茨城県気象情報 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注 意・警戒を <u>呼び掛けられるを喚起する</u> 場合や、特別警報・警報・ 注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説され る場合等に発表される。	5 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、茨城県気象情報 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼びかける 場合や、特別警報・警報・ 注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。	72	誤植のため(水戸地方 気象台)
10 洪水予報河川の洪水予報 河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動 の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を 決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報である。 (1) 国が管理する河川の洪水予報 (中略)	10 洪水予報河川の洪水予報 河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動 の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を 決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報である。 (1) 国が管理する河川の洪水予報 (中略)		
国の機関が行う洪水予報の伝達先(茨城県内関係のみ)	国の機関が行う洪水予報の伝達先(茨城県内関係のみ)		水戸地方気象台から伝
担当官署 伝達先 伝達方法	担当官署 伝達先 伝達方法	74	達するのは茨城県のみ
関東地方整備局 県 (土木部河川課) 常陸河川国道事務所 関係市町村 変ヶ浦河川事務所 河川情報センター	関東地方整備局 県(土木部河川課) 常陸河川国道事務所 関係市町村 酸ヶ浦河川事務所 河川情報センター		で他の関係機関は気象庁からの伝達となるた
県(防災・危機管理課) 日本放送協会 専用回線 NTT五反田センター※1 総務省消防庁	水戸地方気象台 県 (防災・危機管理課) 日本放送協会 専用回線 NTT五反田センター※1 総務省消防庁		め。また、担当官署の 霞ケ浦河川事務所に誤 字があるため。 (水戸
※1:NTT五反田センターへの伝達は、一般の利用に適合 する洪水警報の通知をもって代える。	※1:NTT五反田センターへの伝達は、一般の利用に適合 する洪水警報の通知をもって代える。		地方気象台)

茨城県地域防災計画 (原	<u> </u>	打旧刈职衣				R6年度	
	改定前		改定後			計画掲載項	備考()は意見提出元
(2) 県が管理する河	「川の洪水予報		(2) 県が管理する河			74	水戸地方気象台から伝
茨城県土木部河	「川課と水戸地方気象台	が共同で発表する利根	茨城県土木部河	J川課と水戸地方気象台	が共同で発表する利根		達するのは茨城県のみ
川水系桜川洪水予	・報(氾濫注意情報・氾	濫警戒情報·氾濫危険	川水系桜川洪水子	報(氾濫注意情報・氾	濫警戒情報・氾濫危険		で他の関係機関は気象
情報•氾濫発生情	「報)は、県十木部河川	課が土木事務所を通じ	情報•氾濫発生情	「報)は、県土木部河川	課が十木事務所を通じ		庁からの伝達となるた
		滅レベル2~5に相当		自報するものとする (警			め。(水戸地方気象台)
		機管理課ほか関係防災		5気象台は、県防災・危			
機関・報道機関に		加度日在111/10170	機関・報道機関に				
	- 囲 教 9 る。		機関・報理機関に	- 理報りる。			
利根川水系桜川	洪水予報の伝達先		 利根川水系桜川	洪水予報の伝達先			
担当官署	伝達先	伝達方法	担当官署	伝達先	伝達方法		
	土浦土木事務所	-		土浦土木事務所			
	霞ヶ浦河川事務所	-		霞ヶ浦河川事務所			
茨城県土木部河川課	茨城県警察本部 土浦市	メール及びFAX	茨城県土木部河川課	茨城県警察本部 土浦市	メール及びFAX		
	つくば市			つくば市			
	阿見町	1		阿見町			
	県(防災・危機管理課)		水戸地方気象台	県(防災・危機管理課)			
1 - 11 1 - 12 6 7	日本放送協会			日本放送協会	-t-171-0-744		
水戸地方気象台	NTT五反田センター※1	専用回線	気象庁	NTT五反田センター※1	専用回線		
	総務省消防庁			総務省消防庁			
	ででは、 を表の通知をもって代	は、一般の利用に適合 える。		正反田センターへの伝達 《警報の通知をもって代			



		改定前			改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
(3) 指定	河川洪水予	報の種類、 <mark>表</mark> 題と概要	(3) 指定	可川洪水予	報の種類、 <mark>標</mark> 題と概要	77	誤植のため。(水戸地
種類	標題 氾濫発生情報	概要 氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災 害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保 する必要があるとされる警戒レベル5に相当。	種類	標題 氾濫発生情報	概要 氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の遊難誘導や救援活動等が必要となる。災 害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保 する必要があるとされる警戒レベル5に相当。		方気象台)
洪水警報	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状況が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。 危険な場所から避難する必要とされる警戒レベル4に相当。	洪水警報	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状況が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。 危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。		
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に 水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を 下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く)、避難判断水位を 超える状況が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合 を除く)に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所から避 難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。		氾濫警戒情報	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に 水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を 下回ったとき (避難判断水位を下回った場合を除く)、避難判断水位を 超える状況が継続しているとき (水位の上昇の可能性がなくなった場合 を除く) に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所から避 難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。		
洪水注意報	氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位 以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位 に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行 動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	洪水注意報	氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位 以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位 に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行 動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。		
(4) 水位· (略)		川の水位情報等	(4) 水位(略)		川の水位情報等		
11 火災気	象通報		11 火災気	象通報			
		(中略)			(中略)		
気象概 通報基 頭に通 注意す	ー (5時頃) 況として遥 準に該当又 報区分とし べき事項を	(5) 通報の基準 毎朝(5時頃)、向こう24時間先までの気象状況の概要を て通報する。この通報において、火災気象通報の 当又は該当するおそれがある場合は、見出しの冒 として <u>以下のとおり</u> 「火災気象通報」と明示し、 項を付加する。また、定時通報後、予想に変化が 、定時通報と同様の形式で通報を行う。		78	指定する箇所が存在しないため。(水戸地方 気象台)		

次	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
14 特別警報・警報・注意報の伝達 (1) 水戸地方気象台関係 水戸地方気象台が発表した特別警報・警報・注意報は次に示す伝達系統図により通知する	14 特別警報・警報・注意報の伝達 (1) 水戸地方気象台関係 水戸地方気象台が発表した特別警報・警報・注意報は次に示す伝達系統図により通知する	78	「常陸河川国道事務 所」以外にも伝達(常 陸河川国道事務所)
NTT東日本・NTT西日本	NTT東日本・NTT西日本		
(2) 県関係 (略) (3) 日本電信電話株式会社 (NTT東日本又はNTT西日本) 関係 気象庁本庁又は水戸地方気象台からNTT東日本・NTT西 日本に通報された警報は、関係の各市町村に伝達される。 この場合警報の種類だけで内容については伝達されない。	(2) 県関係 (略) (3) <u>NTT株式会社</u> (NTT東日本又はNTT西日本)関係 気象庁本庁又は水戸地方気象台からNTT東日本・NTT西 日本に通報された警報は、関係の各市町村に伝達される。 この場合警報の種類だけで内容については伝達されない。	81	社名変更に伴う修正 (NTT東日本株式会 社)
(後略) (4) 日本放送協会(NHK)関係 (略) (5) 県警察本部関係 (略)	(後略) (4) 日本放送協会(NHK)関係 (略) (5) 県警察本部関係 (略)		

次	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
(6) この外、主な官公庁には水戸地方気象台から直接通報している。	(6) この外、主な官公庁には水戸地方気象台から直接通報してい る。		
第4節 災害情報の収集・伝達	第4節 災害情報の収集・伝達		
2 被害情報・措置情報の収集・伝達	2 被害情報・措置情報の収集・伝達		
(中略)	(中略)		
(5) 被害種類別の情報収集・伝達方法	(5) 被害種類別の情報収集・伝達方法		
(中略)	(中略)		
4)情報収集・伝達系統4 (ライフライン被害) 電気 東京電力バワーグリッド 東京ガスネットワーク 東部ガス 東部ガス NTT東日本 電話 NTT東日本 水道事業者 (旅設課) 下水道事業者 (下水道課)	4)情報収集・伝達系統 4 (ライフライン被害) 電気 東京電力パワーグリッド 東京ガスネットワーク ボットワーク ボンー宇宙 NTT東日本 水道事業者 「水道票)	87	グループ会社合併・分 社化による社名変更 (株式会社エナジー宇宙)
(後略)	(後略)		

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
(新規)	第5節 災害救助法の適用	90	災害応急対策を迅速か
			つ的確に進めるため、
	市町村単位の被害が一定基準以上であり、かつ応急的な救助を必		災害救助法の適用につ
	要とする場合、災害救助法の適用による救助を行うことにより、被		いて追記し、取り扱い
	災者の保護と社会の秩序の保全を図る。		を明確化(防災・危機
			管理課)
	1 被害状況の把握及び認定		
	市町村は、救助法の適用に当たって被害状況の把握及び認定		
	<u>を、次の基準で行う。</u>		
	<u>(1)被災世帯の算定</u>		
	被災世帯の算定は、住家が全壊、全焼、流失等により滅失し		
	た世帯を1世帯とし、住家が半焼、半壊等著しく損傷した世帯		
	については1/2世帯、床上浸水、土砂の堆積等により一時的		
	に居住不能となった世帯にあっては1/3世帯とみなして算定		
	<u>する。</u>		
	(2) 住家の滅失等の算定		
	1)住家の全壊、全焼、流失		
	住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その		
	延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は、住家の主要		
	な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表		
	し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。		
	2) 住家の半壊、半焼		
	住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その		
	延床面積の20%以上70%未満のもの、又は、住家の主要な構		
	成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、そ		
	の住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。		
	<u>3)住家の床上浸水</u>		
	1)及び2)に該当しない場合であって、浸水がその住家		
	の床上に達した程度のもの、又は、土砂、竹木等の堆積等に		
	より一時的に居住することができない状態となったもの。		
	(3) 住家及び世帯の単位		
	1) 住家		

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
	<u>現実に居住のために使用している建物をいう。ただし、耐</u>		
	<u>火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独</u>		
	立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等は、		
	<u>それぞれ1住家として取り扱う。</u>		
	2) 世帯		
	生計を一にしている実際の生活単位をいう。		
	2 救助法の適用基準		
	<u> </u>		
	るが、災害による被害が、次に掲げる基準に該当し、知事が救助		
	<u>を必要と認めたとき、市町村単位にその適用地域を指定し実施す</u>		
	3.		
	(1) 市町村における全壊、全焼、流失等による住家の滅失した世		
	帯数がそれぞれ次の表に示す世帯以上に達したとき。(救助法		
	施行令第1条第1項第1号)		
	市町村の人口 住家滅失世帯数		
	5,000人未満 30世帯		
	5,000人以上 15,000 " 40 "		
	15,000 " 30,000 " 50 "		
	30,000 " 50,000 " 60 "		
	50,000 " 100,000 " 80 "		
	100,000 " 300,000 " 100 "		
	300,000 " 150 "		
	(2) 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内の被害世帯数		
	が、その人口に応じ、それぞれ次の表第2に示す数以上であっ		
	て、当該市町村の区域内の被害世帯数がその人口に応じ、次の		
	表第3以上であること。(救助法施行令第1条第1項第2号)		
	<u>令別表第2</u>		

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
	<u>都道府県の区域内の人口</u> <u>住家滅失世帯数</u>		
	<u>1,000,000人未満</u> <u>1,000世帯</u>		
	<u>1,000,000人以上 2,000,000 // 1,500 // </u>		
	<u>2,000,000 " 3,000,000 " 2,000 "</u>		
	<u>3,000,000 "</u> <u>2,500 "</u>		
	<u>令別表第3</u>		
	<u>市町村の人口</u> <u>住家滅失世帯数</u>		
	5,000人未満 15世帯		
	5,000人以上 15,000 " 20 "		
	<u>15,000 " 30,000 " 25 "</u>		
	<u>30,000 " 50,000 " 30 "</u>		
	<u>50,000 " 100,000 " 40 "</u>		
	100,000 " 300,000 " 50 "		
	300,000 " <u>75 "</u>		
	(3) 当該市町村の区域を包括する都道府県の被害世帯数が、その	<u></u>	
	人口に応じ次の表に示す数以上であって、当該市町村の区域に	<u>内</u>	
	の被害世帯数が多数あること。(救助法施行令第1条第1項)	<u>第</u>	
	<u>3 号)</u>		
	令別表第 4		
	都道府県の区域内の人口 住家滅失世帯数		
	1,000,000人未満 5,000世帯		
	1,000,000人以上 2,000,000 // 7,000 //		
	2,000,000 " 3,000,000 " 9,000 "		
	3,000,000 " 12,000 "		
	(4) 市町村の被害が(1)(2)及び(3)に該当しないが、災害にかか	30	
	た者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情が		
	ある場合で、かつ多数の住家が滅失した場合、又は多数の者で		

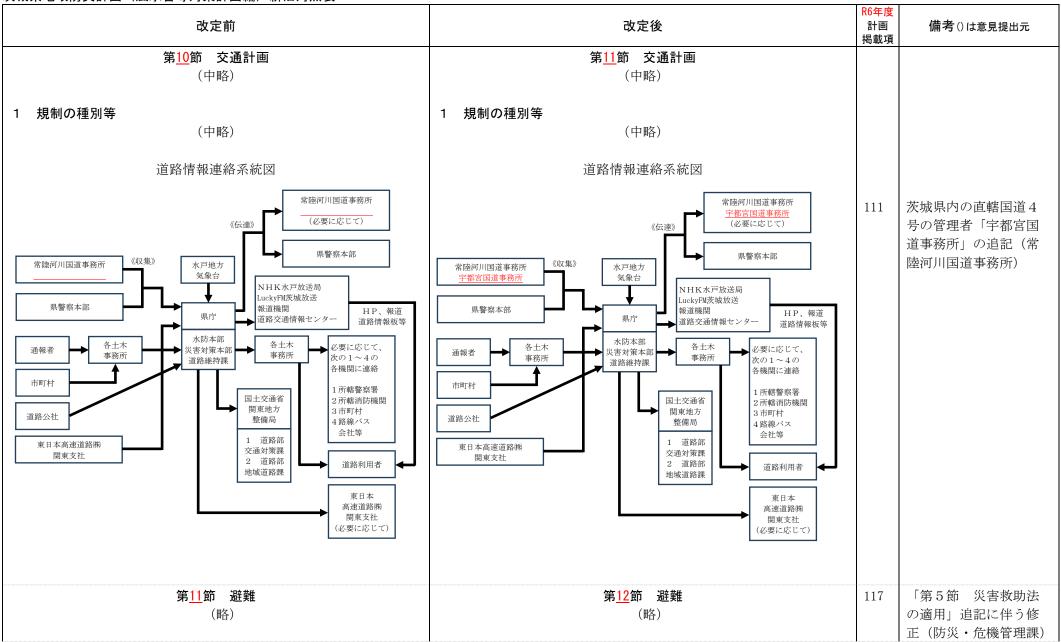
改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
	生命、身体に危害を受け、あるいは受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当したとき。(救助法施		
	行令第1条第1項第3号後段及び同第4号) 「※字世界は佐行会第1条第1項第4号に基づく※字世界はの選		
			
	等の把握が困難な場合であっても、以下の条件を参考に速やかに 適用を検討する。		
	① 県災害対策本部及び市町村災害対策本部が設置されているこ		
	<u>と。</u> ② 現に住家被害が発生している、又は発生する蓋然性が高いこと。		
	② 避難所が開設され、避難生活が継続すると見込まれること(大 規模停電、断水、孤立集落等を含む)。		
	上記①~③のすべて、又は①と②若しくは③に該当する場合に は、被災者の早期生活再建及び社会秩序の保全を図るため、4号 基準の適用を速やかに行う。		
	なお、上記①~③に該当しない場合であっても、随時、内閣府 と協議の上、救助法の適用を判断する。		
第 <u>-5</u> 節 通信	第 <u>6</u> 節 通信		
3 公衆電気通信設備が利用できない場合 (1) 他機関の通信設備の使用等	3 公衆電気通信設備が利用できない場合 (1) 他機関の通信設備の使用等		
(略) (2) 非常通信の利用	(略) (2) 非常通信の利用		
(前略)	(前略)		

改定前		改定後	R6年度 計画 掲載項	備考 () は意見提出元			
		イ 取扱い無線局				94	社名変更に伴う修正
官公庁、会社、船舶、アマチュアなど		•	ュアなどの総ての無約	息局は		(NTT東日本株式会	
非常通信を行う場合には、許可業務以外	,	.,	• /	「業務以外の通信を取り			社)
–							11.)
とができることとなっている。ただし、			=	ただし、無線局の機能			
信可能範囲はさまざまなので、各防災人	関係機関は非常災害時	信可能範囲はさ	きまざまなので、	各防災関係機関は非常	常災害時		県内他事務所を反映
に利用できる無線局の機能(通信範囲)	を十分把握しておく	に利用できる無	₹線局の機能(通	信範囲)を十分把握	しておく		(常陸河川国道事務所)
ものとする。		ものとする。					
なお、県内で非常通信を取扱う無線局	司を有する主な機関	なお、県内で	ぶ非常通信を取扱	う無線局を有する主力	な機関		誤記修正(東京電力パ
は、次のとおりである。		は、次のとおり	である				ワーグリッド株式会社
180 000 040 7 000 00		184 1140 240 7					茨城総支社)
機 関 連絡担当課等 所在	E地及び電話番号 郵便番号	機関	連絡担当課等	所在地及び電話番号	郵便番号		/人为从市心之中上/
東口士帝/長雲延州 子 入 ¼ 」 。	Imro o	NTT東日本 株式会社		水戸市北見町8-8			
茨 城 支 店 災 青 対 東 至 029((232) 4825	茨 城 支 店	災害対策室	029 (232) 4825	310-0061		
	到了 978 — 6 110 (内) 6061 310-8550	関東管区警察局 茨城県情報通信部	機動通信課	水戸市笠原町 978-6 029(301)0110 (内)6061	310-8550		
茨城県警察本部 通信指令課 ",	(1 4)	茨 城 県 警 察 本 部	通信指令課	ッ ッ (内)3641	II .		
国 土 交 通 省 計 画 課 50296(25) 下 館 河 川 事 務 所 計 画 課 0296(25)		国 土 交 通 省下館河川事務所	管 理 課	筑西市二木成 1753 0296(25) <mark>2169 (内)390</mark>	308-0841		
	度町 1962 — 2 (240) 4074 310-0851	国 土 交 通 省常陸河川国道事務所	情報技術課	水戸市千波町 1962-2 029(215)9692 (内)251	310-0851		
(追 記)		国 土 交 通 省 霞ケ浦河川事務所	管 理 課	潮来市潮来 3510 0299 (63) 2418 (内) 334	311-2424		
(追 記)		国 土 交 通 省 霞ケ浦導入工事事務所	工務第二課	土浦市下高津 2-1-3 029 (822) 3441 (内) 410	300-0812		
	ウ丸 1 — 4 — 47 (227) 3762 310-0011	東日本旅客鉄道株式会社水戸支社	水戸信号通信設備 技術センター	水戸市三の丸 1 - 4 - 47 029(227)3762	310-0011		
	ウ丸 1 — 1 —33 (231) 6592	茨 城 県 無 線 漁 業 協 同 組 合	参事	水戸市三の丸 1 - 1 -33 029(231)6592	"		
	項町 978 — 6 (301) 2885 310-8555		防災・危機管理課	水戸市笠原町 978-6 029 (301) 2885	310-8555		
	(301) 4490	茨 城 県	河 川 課	" 029 (301) 4490	n.		
線 局 029(市新光町 51 (273) 7911 312-0005		水産試験場漁業無 線 局	ひたちなか市新光町 51 029(273)7911	312-0005		
	「2丁目 6-2 (387) 3121 (387) 3121	東京電力パワーグリッド (株)茨城総支社	茨 城 通 信 ネ ッ ト 運用総括グループ	水戸市南町2丁目6-2 029 <u>(231)3252</u>	310-0021		
2 W E	岩田西 1-6-3 -824-4451 300-0833	日本アマチュア無線連盟茨城県支部	支 部 長	土浦市小岩田西 1-6-3 029-824-4451	300-0833		
日立市天気相談所 所 長 0294	FT 1 - 1 - 1 4(22)5520 317-0065	日立市天気相談所	所 長	目立市助川町1-1-1 0294(22)5520	317-0065		
N H K 水 戸 放 送 局 技 術 ^{水戸市大町} 029(73 - 4 - 4 (232) 9841 310-8567	NHK水戸放送局	技 術	水戸市大町 3 - 4 - 4 029 (232) 9841	310-8567		
株式会社 LuckyFM 報道広報事業部 水戸市千波 茨 城 放 送 報道広報事業部	度町 2084-2 (244) 3991 310-8505	株式会社 LuckyFM 茨 城 放 送	報道広報事業部	水戸市千波町 2084-2 029(244)3991	310-8505		
日 本 赤 十 字 社 茨 城 県 支 部 事 業 推 進 課 水戸市小吹 029(7町 2551 (241) 4516 310-0914	日 本 赤 十 字 社 茨 城 県 支 部	事業推進課	水戸市小吹町 2551 029(241)4516	310-0914		

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
茨城海上保安部 警備救難課 ひたちなか市和田町3-4-16 029 (262) 4304 日本原子力研究開発機構 第四部東海村大字白方2-4	茨城海上保安部 警備教難課 ひたちなか市和田町3-4-16 029(262)4304 日本原子力研究開発機構 取ります。 那珂郡東海村大字白方2-4		
原子力科学研究所	原子力科学研究所		
核燃料サイクル工学研究所 位 機 管 埋 課 029 (282)1111 1194 129 (282)1111 12	核燃料サイクル工学研究所 危機管埋課 029 (282) 1111 319-1194 12 12 12 12 12 13 13 13		
た 機 管 理 課	古本原子列研光開発機構 大 洗 研 究 所		
(後略)	(後略)		
第 <u>6</u> 節 広報 (略)	第 <mark>7</mark> 節 広報 (略)	102	「第5節 災害救助法 の適用」追記に伴う修 正(防災・危機管理課)
第 <u>7</u> 節 消防活動	第 <u>8</u> 節 消防活動		
6 救急業務 消防機関が行う救急業務は、火災をはじめ交通事故、労働災害等の11種類について、傷病者の搬送を任務として実施しているが、近年、急病によるものが増加の傾向にある。救急医療体制の充実強化についての関係機関との十分な協力体制が必要であり、地域の実態に応じた体制の確立を図ることとしている。県内の救急医療体制及び救急自動車の保有台数は資料11-1及び資料11-2のとおりである。	6 救急業務 消防機関が行う救急業務は、火災をはじめ交通事故、労働災害等の11種類について、傷病者の搬送を任務として実施しているが、近年、急病によるものが増加の傾向にある。救急医療体制の充実強化についての関係機関との十分な協力体制が必要であり、地域の実態に応じた体制の確立を図ることとしている。県内の救急医療体制及び救急自動車の保有台数は資料11-1及び資料11-3のとおりである。	103	誤記修正(茨城西南広域消防本部)
(後略)	(後略)		
第 <u>8</u> 節 水防	第 <u>9</u> 節 水防		
2 指定水防管理団体 水防法第4条に基づき水防上公共の安全に重大な関係があると して知事の指定した水防管理団体は次のとおりである。 (1) 潮来市 (2) 稲敷地方広域市町村圏事務組合(龍ケ崎市、利根町、河内	2 指定水防管理団体 水防法第4条に基づき水防上公共の安全に重大な関係があると して知事の指定した水防管理団体は次のとおりである。 (1) 潮来市 (2) 稲敷地方広域市町村圏事務組合(龍ケ崎市、利根町、河内	108	

次		R6年度	
改定前	改定後	計画掲載項	備考()は意見提出元
町、稲敷市) (3) 利根川水系県南水防事務組合(取手市、牛久市、龍ヶ崎市、つくばみらい市、つくば市) (4) 土浦市 (5) 古河市 (6) 利根川栗橋流域水防事務組合(五霞町) (7) 境町 (8) 坂東市 (9) 筑西市 (10)結城市(11)下妻市 (12)常総市 (13)つくば市 (14)茨城町(15)那珂市 (16)常陸大宮市(17)神栖市 (18)水戸市(19)常陸太田市(20)城里町 (21)ひたちなか市 (22)北茨城市(23)行方市 (24)日立市 (25)つくばみらい市(26)高萩市(27)八千代町 (28)東海村	町、稲敷市) (3) 利根川水系県南水防事務組合(取手市、牛久市、龍ケ崎市、つくばみらい市、つくば市) (4) 土浦市 (5) 古河市 (6) 利根川栗橋流域水防事務組合(五霞町) (7) 境町 (8) 坂東市 (9) 筑西市 (10) 結城市 (11) 下妻市 (12) 常総市 (13) つくば市 (14) 茨城町 (15) 那珂市 (16) 常陸大宮市(17) 神栖市 (18) 水戸市 (19) 常陸太田市(20) 城里町 (21) ひたちなか市 (22) 北茨城市 (23) 行方市 (24) 日立市 (25) つくばみらい市(26) 高萩市 (27) 八千代町 (28) 東海村 (29) 五霞町		誤記修正(龍ケ崎市) 指定水防管理団体の追加(監理課)
第 <u>9</u> 節 災害警備	第 <u>10</u> 節 災害警備		
 4 災害警備活動 災害発生時に行う災害警備活動は、おおむね次のとおりとする。 (1)被害状況の把握 (2)救出救助活動等 (3)避難誘導等 (4)二次災害の防止 (5)交通対策 (6)保安対策 (7)死体見分及び検視 (8)被災者等への情報の発信 (9)感染防止対策 	 4 災害警備活動 災害発生時に行う災害警備活動は、おおむね次のとおりとする。 (1)被害状況の把握 (2)救出救助活動等 (3)避難誘導等 (4)二次災害の防止 (5)交通対策 (6)保安対策 (7)死体見分及び検視 (8)被災者等への情報伝達活動 (9)感染防止対策 	110	「防災基本計画」「警察庁防災業務計画」の記載に合わせた修正 (警備課)

茨城県地域防災計画 (風水害等対策計画編) 新旧対照表



改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
第 <u>12</u> 節 食糧供給 (略)	第 <u>13</u> 節 食糧供給 (略)		
第 <u>13</u> 節 衣料・生活必需品等供給 (略)	第 <u>14</u> 節 衣料・生活必需品等供給 (略)		
第<u>14</u>節 給水 (略)	第 <u>15</u> 節 給水 (略)		
第 <u>15</u> 節 要配慮者安全確保対策	第 <u>16</u> 節 要配慮者安全確保対策		
5 在宅の要配慮者に対する安全確保対策	5 在宅の要配慮者に対する安全確保対策		
(中略)	(中略)		
(7) DWATの派遣 県に対して県内の被災市町村、国(厚生労働省)又は被災都 道府県からDWATの派遣要請があった場合に、避難所の高 齢者、障害者等の生活機能の低下の防止等のため、災害福祉支 援ネットワークに対して避難所 <u>への</u> 	(7) DWATの派遣 県に対して県内の被災市町村、国(厚生労働省)又は被災都 道府県からDWATの派遣要請があった場合に、避難所 <u>等</u> の高 齢者、障害者等の生活機能の低下の防止等のため、災害福祉支 援ネットワークに対して避難所 <u>の避難者、在宅避難者や車中泊</u> <u>避難者のもとへ</u> DWATの派遣要請を行う。	130	令和7年6月の災害救助法の改正に伴いDWATの活動範囲が拡大されたため。(福祉政策課)
第 <u>16</u> 節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理 (略)	第 <u>17</u> 節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理 (略)	130	「第5節 災害救助法 の適用」追記に伴う修 正(防災・危機管理課)
第 <u>17</u> 節 医療・助産 (略)	第 <u>18</u> 節 医療・助産 (略)		
第 <u>18</u> 節 防疫 (略)	第 <u>19</u> 節 防疫 (略)		

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
第 <u>19</u> 節 災害廃棄物の処理	第 <mark>20</mark> 節 災害廃棄物の処理		
(略)	(略)		
第 <u>20</u> 節 死体の捜索及び処理埋葬	第 <mark>21</mark> 節 死体の捜索及び処理埋葬		
3 災害救助法による死体の捜索、処理及び埋葬 救助法を適用した場合の捜索、処理及び埋葬は同法及び同法施 行細則等によるが、その概要は次のとおりである。 (1) 死体の捜索 ア 捜索を受ける者 行方不明の状態にある者で、周囲の事情によりすでに死亡 していると推定される者 イ 捜索の方法 市町村住民の協力等により捜索に必要な機械、器具を借上 げて実施する。 ウ 費用の範囲及び限度額 (7) 費用の範囲 機械器具の借上費、修繕費、燃料費 (1) 限度額 当該地域における通常の実費 王 捜索の期間 災害発生の日から10日以内とする。 (2) 死体の処理 ア 死体の処理 ア 死体の処理を行う場合 災害による社会混乱のため、死体の処理を行うことができない場合 イ 死体の処理の方法 (7) 死体の一時保存のための施設等の設置、死体の洗浄、縫合、消毒、検案等を実施する。 (4) 検案は救護班が実施する。ただし、死体が多数の場合等、救護班によることができない場合は、一般開業の医師の協	3 災害救助法による死体の捜索、処理及び埋葬 救助法を適用した場合の捜索、処理及び埋葬は同法及び同法施 行細則等によるが、その概要は次のとおりである。 (1) 死体の捜索 ア 捜索を受ける者 行方不明の状態にある者で、周囲の事情によりすでに死亡 していると推定される者 イ 捜索の方法 市町村住民の協力等により捜索に必要な機械、器具を借上 げて実施する。 	135	地震編に「費用の範囲及び限度額」の記載がないため、内容の統一を図る(防災・危機管理課)

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
ウ 費用の範囲及び限度額		10 #4 7	
区分 限度額 死体の洗浄、縫合、消毒等のための費用 1体当たり 3,500円以内 死体の一時保存のための費用 既存建物の場合 通常の実費 仮設物の場合 5,400円以内 横案料(救護班以外の場合に限る。)	<u>(削除)</u>		
 工 死体処理の期間 災害発生の日から10日以内とする。 (3) 埋葬 ア 埋葬を行う場合 (7) 災害時の混乱の際に死亡した者 (4) 災害のため埋葬を行うことが困難な場合 イ 埋葬の方法 埋葬の存まとし、土葬又は火葬とする。 ウ 費用の範囲及び限度額 (7) 費用の範囲 火葬料、埋葬料、棺、骨つぼ (4) 限度額 大人(満12歳以上) 215,200円以内 小人(満12歳未満) 172,000円以内 (ウ) 埋葬の期間 災害発生の日から10日以内とする。 	ウ 死体処理の期間 災害発生の日から10日以内とする。 (3) 埋葬 ア 埋葬を行う場合 (7) 災害時の混乱の際に死亡した者 (イ) 災害のため埋葬を行うことが困難な場合 イ 埋葬の方法 埋葬の程度は応急的な仮葬とし、土葬又は火葬とする。 中 埋葬の租度は応急的な仮葬とし、土葬又は火葬とする。 ウ 埋葬の期間 災害発生の日から10日以内とする。		
第 <mark>21</mark> 節 障害物の除去 ^(略) 第 <mark>22</mark> 節 輸送 _(略)	第 <mark>22</mark> 節 障害物の除去 (略) 第 <mark>23</mark> 節 輸送 (略)		「第5節 災害救助法 の適用」追記に伴う修 正(防災・危機管理課)

	改定前		改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
	第 <u>23</u> 節 労務計画 (略)		第 <mark>24</mark> 節 労務計画 (略)		
第 <u>24</u> 節 児	童生徒等の安全確保・応急教育等 ^(略)	第 <mark>25</mark> 節 児輩 - -	宣生徒等の安全確保・応急教育等 (略)		
第 <u>25</u> 節	自衛隊に対する災害派遣要請	第 <u>26</u> 節	自衛隊に対する災害派遣要請		
第5 災害派遣の活動範 自衛隊の災害派遣	5 囲 1の活動範囲は概ね次による。	第5 災害派遣の活動範 自衛隊の災害派遣	囲 の活動範囲は概ね次による。	148	防災基本計画に示す内
項目	内 容	項目	内 容		容と不整合のため(防
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報 収集活動を行なって被害状況を把握する。	被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報 収集活動を行なって被害状況を把握する。		衛省)
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行 なわれる場合で必要があるときは、避難者の誘 導、輸送等を行い、避難を援助する。	避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行 なわれる場合で必要があるときは、避難者の誘 導、輸送等を行い、避難を援助する。		
避難者の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常 他の救援活動に優先して捜索活動を行なう。	遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常 他の救援活動に優先して捜索活動を行なう。		
水防活動	堤防、護岸等の決壊に際しては、土のう作成、 運搬、積込み等の水防活動を行う。	水防活動	堤防、護岸等の決壊に際しては、土のう作成、 運搬、積込み等の水防活動を行う。		
消防活動	火災に際しては、利用可能な消防車その他の防 火用具(空中消火が必要な場合は航空機)をもっ て、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬 剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する ものとする。	消防活動	火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具(空中消火が必要な場合は航空機)をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。		
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。	道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。		
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、及び防疫を行うが、 薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用する ものとする。	応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、及び防疫を行うが、 薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用する ものとする。		
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及 び援助物資の緊急輸送を実施する。この場合にお いて航空機による輸送は、特に緊急を要すると認 められるものについて行う。	人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及 び援助物資の緊急輸送を実施する。この場合にお いて航空機による輸送は、特に緊急を要すると認 められるものについて行う。		
給食 <mark>及び</mark> 給水	被災者に対し、給食 <mark>及び</mark> 給水を実	給食、 給水及び入浴支援	被災者に対し、給食 <u></u> 給水 <mark>及び入浴支援</mark> を実		

	改定前		改定後	R6年度 計画 掲載項	 備考()は意見提出元
救援物資の無償貸与又は譲与 危険物の保安及び除去 通信支援 広報活動 その他	施する。 「防衛庁の管理に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する総理府令」(S. 33. 総理府令第1号)に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸付けし又は譲与する。 能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。 通信機器を用いて情報の収集及び伝達を行う。 航空機、車両等を用いて、住民に対する広報を行う。 その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。	救援物資の無償貸与又は譲与 危険物の保安及び除去 (削除) (削除) その他	施する。 「防衛庁の管理に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する総理府令」(S. 33. 総理府令第1号)に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸付けし又は譲与する。 能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。 (削除) (削除) その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。		
2 応援受入体制の確保 (1) 連絡体制の確保 (1) 連絡体制の確保 (略) (2) 受入体制の確保 1) 連絡窓口の明確(略) 2) 受入施設の整備 知事及び市町村: の物資等の応援を変整備しておくもの。また、防災を定める。なお、他都道府にことが困難な場合。	長は、国及び関係都道府県・市町村等から 速やかに受入れるための施設をあらかじめ とする。 ンティア等の人的応援についてもあらかじ	2 応援受入体制の確保 (1) 連絡体制の確保 (略) (2) 受入体制の確保 1) 連絡窓口の明確((略) 2) 受入施設の整備 知事及び市町村会の物資等の応援を設整備しておくもの。また、防災を定めておい、したが、関連な場合により、ことが困難な場合により、事両を設置できる。	受は、国及び関係都道府県・市町村等から 速やかに受入れるための施設をあらかじめ とする。 レティア等の人的応援についてもあらかじ	158	令和6年6月の防災基本計画の修正事項であるため。(内閣府防災計画担当)

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
第 <u>27</u> 節 農地農業 災害時、特に水害における農作物及び <u>農耕地</u> に対する応急対策は 本計画の定めるところによるものとする。 (後略)	第 <u>28</u> 節 農地農業 災害時、特に水害における農作物及び <u>農地</u> に対する応急対策は本計画の定めるところによるものとする。 (後略)	160	用語を統一するため。 (農業経営課)
第 <u>28</u> 節 電力施設の復旧 (略)	第 <u>29</u> 節 電力施設の復旧 (略)	162	「第5節 災害救助法 の適用」追記に伴う修 正(防災・危機管理課)
第29節 東日本電信電話株式会社茨城支店の災害対策計画 管内において災害が発生した場合、通信設備被害の早期復旧を図 るための計画である。 1 組織 (茨城支店災害対策本部) 東日本電信電話株式会社茨城支店災害対策本部組織図 本部長 情報統括班 設備班 (所内) 副本部長 建物電力班 マスユーザ班 法人ユーザ班 総務広報班 現地対応班	第30節 NTT東日本株式会社茨城支店の災害対策計画 管内において災害が発生した場合、通信設備被害の早期復旧を図るための計画である。 1 組織(茨城支店災害対策本部) NTT東日本株式会社茨城支店災害対策本部組織図 本部長 情報統括班 設備班(所内) 設備班(所外) 建物電力班 マスユーザ班 法人ユーザ班 総務広報班 現地対応班	163	社名変更に伴う修正(NTT東日本株式会社)
第 <u>30</u> 節 株式会社NTTドコモ茨城支店の非常災害対策計画 (略) 第 <u>31</u> 節 県防災ヘリコプターによる災害応急対策 (略)	第 <u>31</u> 節 株式会社NTTドコモ茨城支店の非常災害対策計画 (略) 第 <u>32</u> 節 県防災ヘリコプターによる災害応急対策 (略)	165	「第5節 災害救助法 の適用」追記に伴う修 正(防災・危機管理課)

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
第 <u>32</u> 節 郵政事業に係る措置 (略)	第 <u>33</u> 節 郵政事業に係る措置 (略)		

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
第3章 災害復旧計画 第2節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成	第3章 災害復旧計画 第2節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成		
第2 激甚災害に係る財政援助措置	第2 激甚災害に係る財政援助措置		
(中略)	(中略)		
3 中小企業に関する特別の助成 (1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 (略) (2) 廃止前の小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金 の償還期間等の特例 激甚災害を受けた中小企業者に対する、廃止前の小規模企 業者等設備導入資金助成法に基づく貸付金について、県は償還期間を2年以内において延長することができる。	3 中小企業に関する特別の助成 (1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 (略)	173	廃止前の小規模企業者 等設備導入資金助成法 に基づく貸付金(H27.3 当該法律廃止)につい ては、既に償還期間を 迎えてから年数が経過 し、延長の対象となる 貸付金が存在しないた
(3) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助 (後略)	(<u>2</u>) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助 (後略)		め。(産業政策課)
第4節 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金	第4節 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金		
第 1 農林漁業復旧資金	第 1 農林漁業復旧資金		
(中略)	(中略)		
2 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例に基づく融資	2 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例に基づく融資		
(中略)	(中略)		
(3) 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例第2条第14号に基づき、被害農業者等に指定災害により、被害を受けた農業用施設の復旧に必要な資金を融資する。	(3) 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例第2条第14号に基づき、被害農業者等に指定災害により、被害を受けた農業用施設の復旧に必要な資金を融資する。	176	地震災害対策計画編と 文言を統一するため。 (農業経営課)

次城宗地域防灭計画(風水音等対東計画編)新旧対照表 改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
ア 貸付の相手方 被害農業者(後略)	ア 貸付の相手方 被害農業者 <u>又は特別被害農業者</u> (後略)		
(後間)	(1夜時)		
第5 母子_父子_寡婦福祉資金 「母子及び父子並びに寡婦福祉法」(昭和39年法律第129号)に基づき、災害により被害を受けた母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対し、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、母子_父子_寡婦福祉資金の貸付を行う。 (住宅資金) 1 対象者 母子家庭の母、父子家庭の父または寡婦 2 貸付限度 150万円以内(特に必要と認められる 場合200万円以内) 3 償還期間 6月以内の据置期間経過後6年以内(特に必要と認められる 場合7年以内) 4 貸付利率 無利子(保証人のいない場合年1.0%。ただし据置期間中は無利子)	第5 母子・父子・寡婦福祉資金 「母子及び父子並びに寡婦福祉法」(昭和39年法律第129号)に基づき、災害により被害を受けた母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対し、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、母子・父子・寡婦福祉資金の貸付を行う。 (住宅資金) 1 対象者 母子家庭の母、父子家庭の父または寡婦 2 貸付限度 150万円以内(災害等による増改築及び住宅建設・購入の場合200万円以内) 3 償還期間 6月以内の据置期間経過後6年以内(災害等による増改築及び住宅建設・財人の場合7年以内) 4 貸付利率 無利子(保証人のいない場合年1.0%。ただし据置期間中は無利子)	177	・県予算書上の名称である「母子・父子・寡婦福祉資金」と統一するため。 ・令和7年6月16日付けこども家庭庁事務連絡で貸付限度額及び償還期間が明記されたため。(青少年家庭課)
第5節 その他の保護計画	第5節 その他の保護計画		
被害を受けた地域の民生を安定させるため、前各節に掲げるほか、 被災地に対する次の対策を講ずるものとする。	被害を受けた地域の民生を安定させるため、前各節に掲げるほか、 被災地に対する次の対策を講ずるものとする。		
 第1 被災者に対する職業のあっせん 1 公共職業安定所及び県は、被災により他に転職を希望する者に対して、本人の希望適性等を考慮し、就職のあっせんを行う。 2 被災者の就職を開拓するため、職業訓練校において職業訓練を実施するよう努める。 	第 1 被災者に対する <mark>就職の支援</mark> 1 公共職業安定所及び県は、被災により他に転職を希望する者 に対して、本人の希望適性等を考慮し、就職の <u>支援</u> を行 う。 2 被災者の就職を <u>支援</u> するため、職業訓練校において職業訓練 を実施するよう努める。	186	表現の修正(産業人材 育成課)

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
第6節 防災関係機関の復旧計画	第6節 防災関係機関の復旧計画		
第3 <u>東日本電信電話</u> 株式会社茨城支店における災害復旧計画	第3 <u>NTT東日本</u> 株式会社茨城支店における災害復旧計画	188	社名変更に伴う修正 (NTT東日本株式会
(後略)	(後略)		社)

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
3 海上災害対策計画 第1章 災害予防 第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	3 海上災害対策計画 第1章 災害予防 第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え		
2 災害応急体制の整備 (1) 職員の活動体制の整備 (略) (2) 防災関係機関相互の連携体制 (中略) (県) ・「震災時等の相互応援に関する協定」(東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県、長野県) ・「災害時等における福島県、茨城県、栃木県、群馬県及び新潟県五県相互応援に関する協定」(福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県) (市町村) ・「災害時等の相互応援に関する協定」(県下全市町村) ・「災害時等の相互応援に関する協定」(県下全消防本部) (3) 茨城県沿岸排出油等防除協議会等の円滑な運営 (略)	2 災害応急体制の整備 (1) 職員の活動体制の整備 (略) (2) 防災関係機関相互の連携体制 (中略) (県) ・「震災時等の相互応援に関する協定」(東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県、長野県) (市町村) ・「災害時等の相互応援に関する協定」(県下全市町村)・「茨城県広域消防相互応援協定」(県下全消防本部) (3) 茨城県沿岸排出油等防除協議会等の円滑な運営 (略)	193	協定廃止に伴う変更(防災・危機管理課)

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
4 航空災害対策計画 第1章 災害予防 第1節 茨城県の航空状況	4 航空災害対策計画 第1章 災害予防 第1節 茨城県の航空状況		
本県には、非公共用飛行場が2か所(阿見、龍ヶ崎)、非公共用 ヘリポートが2か所(前山下妻、茨城県庁)、自衛隊の飛行場が2 か所(霞ヶ浦(陸上自衛隊)、百里(航空自衛隊))及び茨城空港 がある。また、本県の上空には、成田、羽田及び百里の管制区が設 定されている。	本県には、非公共用飛行場が2か所(阿見、龍 <u>ケ</u> 崎)、非公共用ヘリポートが2か所(前山下妻、茨城県庁)、自衛隊の飛行場が2か所(霞ヶ浦(陸上自衛隊)、百里(航空自衛隊))及び茨城空港がある。また、本県の上空には、成田、羽田及び百里の管制区が設定されている。	206	誤字修正(龍ケ崎市)
第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え 2 災害応急体制の整備 (1) 職員の体制 (略) (2) 防災関係機関相互の連携体制 (中略) (県) ・「震災時等の相互応援に関する協定」(東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県、長野県) ・「災害時等における福島県、茨城県、栃木県、群馬県及び新潟県五県相互応援に関する協定」(福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県) (市町村) ・「災害時等の相互応援に関する協定」(県下全市町村) ・「災害時等の相互応援に関する協定」(県下全市町村) ・「災害時等の相互応援に関する協定」(県下全市町村) ・「茨城県広域消防相互応援協定」(県下全消防本部)	第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え 2 災害応急体制の整備 (1) 職員の体制 (略) (2) 防災関係機関相互の連携体制 (中略) (県) ・「震災時等の相互応援に関する協定」(東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県、長野県) (市町村) ・「災害時等の相互応援に関する協定」(県下全市町村) ・「災害時等の相互応援に関する協定」(県下全市町村) ・「茨城県広域消防相互応援協定」(県下全消防本部) (後略)	208	協定廃止に伴う変更 (防災・危機管理課)

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
5 鉄道災害対策計画	5 鉄道災害対策計画		
第 1 章 災害予防	第1章 災害予防		
第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え		
2 災害応急体制の整備	2 災害応急体制の整備		
(1) 職員の体制	(1) 職員の体制		
(略)	(略)		
(2) 防災関係機関相互の連携体制	(2) 防災関係機関相互の連携体制		
(中略)	(中略)		
(県)	(県)	222	協定廃止に伴う変更
・「震災時等の相互応援に関する協定」(東京都、茨城県、	・「震災時等の相互応援に関する協定」(東京都、茨城県、		(防災・危機管理課)
栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、	栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、		
静岡県、長野県)	静岡県、長野県)		
・「災害時等における福島県、茨城県、栃木県、群馬県及び			
新潟県五県相互応援に関する協定」(福島県、茨城県、			
栃木県、群馬県、新潟県)			
(市町村)	(市町村)		
・「災害時等の相互応援に関する協定」(県下全市町村)	・「災害時等の相互応援に関する協定」(県下全市町村)		
· 「茨城県広域消防相互応援協定」(県下全消防本部)	・「茨城県広域消防相互応援協定」(県下全消防本部)		
• 「次級保」(除了主用的平面)	- 「		
(後略)	(後略)		
(1久岬)	(1久甲)		

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
第2章 災害応急対策 鉄道災害が発生した場合に、早急に初動体制を確立して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、関係機関は次の対策を講じるものとする。	第2章 災害応急対策 鉄道災害が発生した場合に、早急に初動体制を確立して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、関係機関は次の対策を講じるものとする。		
第1節 発災直後の情報の収集・連絡 1 災害情報の収集・連絡 (1) 鉄道災害情報等の収集・連絡 (略) (2) 鉄道災害情報等の収集・連絡系統 鉄道災害情報等の収集・連絡系統及び連絡先は、次のとおりとする。 (図略)	第1節 発災直後の情報の収集・連絡 1 災害情報の収集・連絡 (1) 鉄道災害情報等の収集・連絡 (略) (2) 鉄道災害情報等の収集・連絡系統 鉄道災害情報等の収集・連絡系統及び連絡先は、次のとおりとする。 (図略)	225	社内の組織再編に伴う 変更(東日本旅客鉄道 株式会社水戸支社)
(連絡先一覧) 関係機関の別の別の別の別の別の別の別の別の別の別の別の別の別の別の別の別の別の別の別	(連絡先一覧) 関係機関の別電話番号連絡 先の別ででは、大きなが策率(宿直室03-5253-7777)ででである。 第		

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
6 道路災害対策計画 第1章 災害予防 第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え 2 災害応急体制の整備 (1) 職員の体制 (略) (2) 防災関係機関相互の連携体制 (中略) (県) ・「震災時等の相互応援に関する協定」(東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県、長野県) ・「災害時等における福島県、茨城県、栃木県、群馬県及び 新潟県五県相互応援に関する協定」(福島県、茨城県、 栃木県、群馬県、新潟県) (市町村) ・「災害時等の相互応援に関する協定」(県下全市町村) ・「災害時等の相互応援に関する協定」(県下全市町村) ・「茨城県広域消防相互応援協定」(県下全消防本部)	6 道路災害対策計画 第1章 災害予防 第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え 2 災害応急体制の整備 (1) 職員の体制 (略) (2) 防災関係機関相互の連携体制 (中略) (県) ・「震災時等の相互応援に関する協定」(東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県、長野県) (市町村) ・「災害時等の相互応援に関する協定」(県下全市町村) ・「茨城県広域消防相互応援協定」(県下全消防本部) (後略)	236	協定廃止に伴う変更 (防災・危機管理課)
第2章 災害応急対策 第1節 発災直後の情報の収集・連絡 1 災害情報の収集・連絡 (1) 道路災害情報等の収集連絡 〔発見者〕 (略) 〔道路管理者〕 道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、 または発生するおそれがある場合は速やかに被害状況を国	第2章 災害応急対策 第1節 発災直後の情報の収集・連絡 1 災害情報の収集・連絡 (1) 道路災害情報等の収集連絡 〔発見者〕 (略) 〔道路管理者〕 道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、 または発生するおそれがある場合は速やかに被害状況を国	238	茨城県内の直轄国道 4 号の管理者「宇都宮国 道事務所」の追記(常

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考 () は意見提出元
土交通省常陸河川国道事務所、県	土交通省常陸河川国道事務所 <u>または宇都宮国道事務所</u> 、県		陸河川国道事務所)
に連絡するものとする。	に連絡するものとする。		
〔国土交通省常陸河川国道事務所〕	〔国土交通省常陸河川国道事務所 <u>·宇都宮国道事務所</u> 〕		
道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、	道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、		
事故情報等の連絡を関係省庁、県及び関係指定公共機関へ	事故情報等の連絡を関係省庁、県及び関係指定公共機関へ		
行うものとする。	行うものとする。		
〔県(防災・危機管理部・土木部)〕	〔県(防災・危機管理部・土木部)〕		
国土交通省常陸河川国道事務所	国土交通省常陸河川国道事務所または宇都宮国道事務所		
から受けた情報を関係市町村及び関係機関等へ連絡するも	から受けた情報を関係市町村及び関係機関等へ連絡するも		
のとする。	のとする。		
また、大規模な道路災害の発生等に関する連絡を受けた	また、大規模な道路災害の発生等に関する連絡を受けた		
場合は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必	場合は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必		
要な災害規模に関する概括的な情報を収集し、これらの情	要な災害規模に関する概括的な情報を収集し、これらの情		
報を消防庁に報告するとともに必要に応じ国土交通省に連	報を消防庁に報告するとともに必要に応じ国土交通省に連		
絡するものとする。	絡するものとする。		
〔市町村〕	〔市町村〕		
(略)	(略)		
(2) 道路災害情報等の収集・連絡系統	(2) 道路災害情報等の収集・連絡系統	238	茨城県内の直轄国道4
道路災害情報等の収集・連絡系統及び連絡先は次のとおりと	道路災害情報等の収集・連絡系統及び連絡先は次のとおりと		号の管理者「宇都宮国
する。	する。		道事務所」の追記(常
			陸河川国道事務所)
発見者等	発見者等		
常陸河川国道事務所	常陸河川国道事務所 字都宮国道事務所		
-			
消防整察署	消防繁容署		
(道路維持課)	(道路維持課)		
□■■■ 道路管理者 ■■■ 県(消防安全課 防災・危機管理課)	県 (消防安全課 防災・危機管理課)		
(土木・工事事務所) 関係機関 関係省庁	(土木・工事事務所) 関係機関 関係省庁		
<u> </u>	1		
関東管区	関東管区 数44-4-4		
果警察本部 □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	県警察本部 県警察本部 警察局 警察局		
		1	

次	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考 () は意見提出元
※【の機関で第1報を受けた機関は、他の残りの機関への連絡を 行う。 ※土木・工事事務所には工務所を含む。	※【」の機関で第1報を受けた機関は、他の残りの機関への連絡を 行う。 ※土木・工事事務所には工務所を含む。		
(連絡先一覧) 機関名 担当部署 電話番号 消防庁 広急対策室 03-5253-7527 (昼) 宿直室 33-5253-7777 (夜間) 国土交通省常陸河川国道事務所道路管理第二課 029-240-4073 (追記) 茨城県警察本部暨備課 029-301-2885 (夜間) 茶城県警察本部暨備課 029-301-0110 内線5751 (総合当直)資料編に記載各前防本部資料編に記載	(連絡先一覧) 機関名 担当部署 電話番号 店 立 203-5253-7527 (昼) 宿 直 室 03-5253-7777 (夜間) 国土交通省常陸河川国道事務所 道路管理第二課 029-240-4073 国土交通省宇都宮国道事務所 管理第二課 028-639-5356 消防安全課 029-301-2896 (昼) 茨城県警察本部警備課 029-301-2885 (夜間) 茶水県警察本部警備課 029-301-0110 内線5751 (総合当直) 各市町村資料編に記載		
第2節 活動体制の確立 1 県の活動体制 (1) 職員の動員配備体制区分の基準及び内容 職員配備の決定基準は、道路災害の状況等により次のとおり 定める。	第2節 活動体制の確立 1 県の活動体制 (1) 職員の動員配備体制区分の基準及び内容 職員配備の決定基準は、道路災害の状況等により次のとおり 定める。		
(表略)	(表略)		
警戒体制時の配備人員] 部局名 配備人員 総務部報道・広聴課2 県民生活環境部生活文化課2 (環境対策課)(2) 防災・危機管理部長消防安全課10 (産業保安室)(2) 防災・危機管理課8 保健医療部保険 保健政策課2 (産業保験管理課8 保健医療部保験 保健政策課2 (産療政策器)(2)	(警戒体制時の配備人員) 部局名 配備人員 総務部報道・広聴課2 県民生活環境部生活文化課2 (環境対策課)(2) 防災・危機管理部長間 (産業保安室)(2) 防災・危機管理部長 (産業保安室)(2) 防災・危機管理部長 (産業保安室)(2) 防災・危機管理部長 (産業保安室)(2) (産業保安室)(2) (産業保) 要課 2 (産業務) 課 2	239	〔警戒体制時の配備人 員〕表中の配備人員 「生活環境課 (2)」を 「生活安全総務課 (1)、 生活環境課 (1)」に修 正する。(生活環境課)

改定前	改定後	R6年度 計画 備考()は意見提出元 掲載項
(生 活 衛 生 課) (2) 福 祉 政 策 課 2 農 林 水 産 部 (漁 政 課) (2) (水 産 振 興 課) (2) (水 産 振 興 課) (2) (農 村 計 画 課) (2) (農 村 計 画 課) (2) (下 水 道 課) (2) 管轄土木・工事事務所(工務所を含む) 2(5) (施 設 課) (2) 整 察 本 部 交 通 総 務 課 2 交 通 規 制 課 2 整 備 課 2 を 通 規 制 課 2 整 備 課 2 を 通 規 制 課 2 を 通 規 制 課 2 を 通 規 制 課 2 を 通 規 制 課 2 を 通 規 制 課 2 を 通 規 制 課 2 を 通 規 制 課 2 を 通 規 制 課 2 を 通 規 制 課 2 を 値 規 制 に 工 が 規) (2) (生 活 環 境 課) (2) (地 域 課) (2) () は、危険物流出事故の場合で、状況に応じ配備する。	(生活 衛 生 課) (2) 福 祉 部 福 祉 政 策 課 2 農 林 水 産 部 (漁 政 課) (2) (水 産 振 興 課) (2) (水 産 振 興 課) (2) (農 村 計 画 課) (2) 土 木 部 道 路 維 持 課 2 (河 川 課) (2) (下 水 道 課) (2) (下 水 道 課) (2) 管轄土木・工事事務所(工務所を含む) 2(5) 企 業 局 (施 設 課) (2) 警察 本 部 交 通 総 務 課 2 交 通 規 制 課 2 整 備 課 2 整 備 課 2 整 備 課 2 (生活 環 境 課) (1) (生活 環 境 課) (1) (生活 環 境 課) (2)	
 (2) 職員の動員配備体制の決定 (略) (3) 職員の動員 (略) (4) 災害対策本部等の設置基準等 (略) (5) 現地災害対策本部の設置 (略) (6) 災害対策本部等の組織、設置の決定及び本部の設置等 (略) 	 (2) 職員の動員配備体制の決定 (略) (3) 職員の動員 (略) (4) 災害対策本部等の設置基準等 (略) (5) 現地災害対策本部の設置 (略) (6) 災害対策本部等の組織、設置の決定及び本部の設置等 (略) 	

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
7 危険物等災害対策計画 第1章 災害予防 第1節 危険物等災害の予防対策(各災害共通事項)	7 危険物等災害対策計画 第1章 災害予防 第1節 危険物等災害の予防対策(各災害共通事項)		
 災害応急対策、災害復旧への備え (1)情報の収集・連絡体制の整備 (略) (2)職員の活動体制の整備 (略) (3)防災関係機関相互の連携体制 	 災害応急対策、災害復旧への備え (1)情報の収集・連絡体制の整備 (略) (2)職員の活動体制の整備 (略) (3)防災関係機関相互の連携体制 		
(中略) (県) ・「震災時等の相互応援に関する協定」(東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県、長野県) ・「災害時等における福島県、茨城県、栃木県、群馬県及び新潟県五県相互応援に関する協定」(福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県)(市町村) ・「災害時等の相互応援に関する協定」(県下全市町村)・「茨城県広域消防相互応援協定」(県下全消防本部) (4) 救助・救急、医療及び消火活動への備え(略) (5) 緊急輸送活動体制の整備(略) (6) 危険物等の大量流出時における防除活動への備え(略) (7) 避難収容活動体制の整備(略)	(中略) (県) ・「震災時等の相互応援に関する協定」(東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県、長野県) (市町村) ・「災害時等の相互応援に関する協定」(県下全市町村) ・「茨城県広域消防相互応援協定」(県下全消防本部) (4) 救助・救急、医療及び消火活動への備え(略) (5) 緊急輸送活動体制の整備(略) (6) 危険物等の大量流出時における防除活動への備え(略) (7) 避難収容活動体制の整備(略)	247	協定廃止に伴う変更 (防災・危機管理課)

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
(9) 災害復旧への備え (略)	(9) 災害復旧への備え (略)		
第4節 毒劇物取扱施設の予防対策	第4節 毒劇物取扱施設の予防対策	252	誤りの修正(薬務課)
毒劇物(毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第2条に 規定されているもの)の予防対策は共通事項に定めるほか次のとお りとする。 1 毒劇物 <u>多量</u> 取扱施設に対する指導の強化 (略)	毒劇物 (毒物及び劇物取締法 (昭和25年法律第303号) 第2条に 規定されているもの) の予防対策は共通事項に定めるほか次のとお りとする。 1 毒劇物取扱施設に対する指導の強化 (略)		
2 毒劇物 <u>多量</u> 取扱施設における保安体制の自己点検の充実	2 毒劇物取扱施設における保安体制の自己点検の充実		
第2章 災害応急対策 第2節 活動体制の確立(各災害共通事項)	第2章 災害応急対策 第2節 活動体制の確立(各災害共通事項)		
1 県の活動体制(1)職員の動員配備体制の区分の基準及び内容 職員配備の決定基準は危険物等災害の状況等により次のとおり定める。	 県の活動体制 (1)職員の動員配備体制の区分の基準及び内容 職員配備の決定基準は危険物等災害の状況等により次のとお り定める。 		
(表略)	(表略)		
(警戒体制時の配備人員) 部局名 配備人員 総務部報道・広聴課2 県民生活環境部生活文化課2 環境政策課2 環境政策課5 廃棄物規制課1 資源循環推進課1 防災・危機管理部消防安全課10 (産業保安室)(2)	(警戒体制時の配備人員) 部局名 配備人員 総務部報道・広聴課2 県民生活環境部生活文化課2 環境政策課2 環境政策課2 環境対策課5 廃棄物規制課1 資源循環推進課1 防災・危機管理部(底壁業保安室)(2)	258	〔警戒体制時の配備人 員〕表中の配備人員 「生活環境課 2」を 「生活安全総務課 1、 生活環境課 1」に修正 する。(生活環境課)

茨城県地域防災計画(風水害等対策計画編)新旧対照表

改定前	改定後	R6年度 計画 備考()は意見提出元 掲載項
防災・危機管理課 8 原子カ安全対策課 3 保健 政策 課 2 医療 政策 課 2 医療 政策 課 2 (薬務課) (2) 福祉 部 故 策 課 2 農林水産部 典 課 2 (水産振興課) (2) 農村計画 課 2 管轄農林事務所 2 土木部 道路維持課 2	防災・危機管理課器 原子カ安全対策課3 保健医療部保健政策課2 医療政策課2 (薬務課)(2) 福祉 政策課2 (薬務課) (2) 福祉 政策課2 (水産振興課) (2) 農村計画課2 管轄農林事務所2 土木部道路維持課2	
世 湾 課 2 下 水 道 課 2 下 水 道 課 2 下 水 道 課 2 下 水 道 課 2 主 木 事 務 所 管轄土木・工事事務所 (工務所を含む) 5 港 湾 事 務 所 2前後 県 民 センター 管 轄 県 民 セ ン タ ー 2前後 警 察 本 部 地	 港 湾 課 2 下 水 道 課 2 下 水 道 課 2 下 水 道 課 2 管轄土木・工事事務所 (工務所を含む) 5 管 轄 港 湾 事 務 所 2前後 県 民 セ ン タ ー 2前後 警 察 本 部 域 課 2 警 備 課 2 生 活 安 全 総 務 課 1 生 活 環 境 課 1 ※ () は、危険物流出事故の場合で、状況に応じ配備する。 	
(後略) 第5節 毒劇物 <u>多量</u> 取扱施設の事故応急対策	(後略) 第 5 節 毒劇物取扱施設の事故応急対策	269 誤りの修正(薬務課)

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
8 大規模な火事災害対策計画	8 大規模な火事災害対策計画		
第1章 災害予防	第1章 災害予防		
第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え	第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え		
2 災害応急体制の整備	2 災害応急体制の整備		
(1) 職員の体制	(1) 職員の体制		
(略)	(略)		
(2) 防災関係機関相互の連携体制	(2) 防災関係機関相互の連携体制		
(中略)	(中略)		
(県)	(県)	276	協定廃止に伴う変更
・「震災時等の相互応援に関する協定」(東京都、茨城県、	・「震災時等の相互応援に関する協定」(東京都、茨城県、		(防災・危機管理課)
栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、	栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、		
静岡県、長野県)	静岡県、長野県)		
・「災害時等における福島県、茨城県、栃木県、群馬県及び			
新潟県五県相互応援に関する協定」(福島県、茨城県、			
栃木県、群馬県、新潟県)			
(市町村)	(市町村)		
・「災害時等の相互応援に関する協定」(県下全市町村)	・「災害時等の相互応援に関する協定」(県下全市町村)		
「茨城県広域消防相互応援協定」(県下全消防本部)	「茨城県広域消防相互応援協定」(県下全消防本部)		

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
9 林野火災対策計画 第1章 災害予防 第1節 林野火災に強い地域づくり	9 林野火災対策計画 第1章 災害予防 第1節 林野火災に強い地域づくり		
1 林野火災予防対策 〔県(防災・危機管理部、農林水産部)、市町村〕 林野火災発生原因のほとんどは、たばこの不始末等失火による ものであるので、火災の発生しやすい時期に、火災が発生するお それがある地域について、森林パトロールや予防広報を重点的に 実施し、防火思想の普及を図る。	1 林野火災予防対策 「県(防災・危機管理部、農林水産部)、市町村〕 林野火災の出火原因の大半が不用意な火の取扱いという人為的なものであることにかんがみ 、大災が発生するおるれがある地域について、山火事予防運動等の機会やSNS等の各種媒体を活用した火の取扱いや不始末による出火の危険性等の周知林野火災に対する国民の防火意識の高揚を図るとともに、林業関係者、林野周辺住民、ハイカー等の入山者等に対する啓発を実施するものとする。なお、啓発に当たっては、多発期や休日前に重点的に行うなど林野火災の発生傾向にも十分留意するものとする。	286	防災基本計画を反映(消防安全課)
	第3節 林野火災に対する警戒の強化 [県(防災・危機管理部、農林水産部)、市町村、公共機関等〕 火入れの許可申請の徹底やたき火等の把握に取り組むとともに、 火入れやたき火等を行う者が火災予防上必要な措置の徹底を図る よう適切な対応を行い、許可した火入れの情報等を消防機関に共 有するものとする。 また、乾燥や強風等の気象状況に応じて的確に火災に関する警 戒情報等を発表するとともに、住民等に対する注意喚起、監視パトロール等の強化など適切な対応を行うものとする。	286	防災基本計画を反映 (消防安全課)
第 <mark>3</mark> 節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	第 <u>4</u> 節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え		
1 情報の収集・連絡関係(1) 情報の収集・連絡体制の整備〔県(防災・危機管理部、農林水産部)、市町村、公共機関等〕	1 情報の収集・連絡関係 (1) 情報の収集・連絡体制の整備 〔県(防災・危機管理部、農林水産部)、市町村、公共機関等〕		

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
林野火災 <u>が発生した場合又は発生するおそれがある場合に備え、</u>	林野火災は、ひとたび発生すると気象条件や地形、飛び火の 発生等により急激な延焼拡大等に至る場合があること、気象状 況の変化により延焼方向の急変や飛び火等が発生するおそれが あること、その消火活動においては、全体像の把握や、狭隘・ 急峻な林野内への進入・放水活動に困難な場合があること、活 動が長期化し多くの人員を必要とすること等に留意して備えを 行う必要がある。それぞれ次の対策を講ずるとともに、指揮体 制の早期確立、速やかな応援要請、地上・空中消火の連携を基 本とした災害対応等の実施のための備えを図り、夜間、休日の 場合においても、対応できる体制の整備を図るものとする。 林野火災においては迅速な初期消火が重要であることから、 消防団について、消防本部等と連携した実践的かつ効果的な訓 練の充実や、悪条件下での情報伝達体制の強化、火災対応能力 の向上に必要な資機材等の充実等を図るものとする。		
(後略)	(後略)		
(2) 通信手段の確保 (略)	(2) 通信手段の確保 (略)		
2 災害応急体制の整備 (1) 職員の体制 (略) (2) 防災関係機関相互の連携体制 (中略) (県) ・「震災時等の相互応援に関する協定」(東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県、長野県) ・「災害時等における福島県、茨城県、栃木県、群馬県及び新潟県五県相互応援に関する協定」(福島県、茨城県、栃木県、群馬県及び新潟県五県相互応援に関する協定」(福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県)	 2 災害応急体制の整備 (1)職員の体制 (略) (2)防災関係機関相互の連携体制 (中略) (県) ・「震災時等の相互応援に関する協定」(東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県、長野県) 	287	協定廃止に伴う変更 (防災・危機管理課)

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
(市町村) ・「災害時等の相互応援に関する協定」(県下全市町村) ・「茨城県広域消防相互応援協定」(県下全消防本部) (後略) (3) 緊急時へリコプターの離発着場の把握と整備	(市町村) ・「災害時等の相互応援に関する協定」(県下全市町村) ・「茨城県広域消防相互応援協定」(県下全消防本部) (後略) (3) 緊急時へリコプターの離発着場の把握と整備		
(略) (4) 県と自衛隊の連携強化 (略)	(略) (4) 県と自衛隊の連携強化 (略)		
3 救助・救急、医療活動への備え (略)	3 救助・救急、医療活動への備え (略)		
4 消火活動への備え [県(防災・危機管理部)] 空中消火活動の充実に期するため、防災へリコプター及び空中消火用資機材の整備と備蓄並びに維持管理 に努めるものとする。	4 消火活動への備え 〔県(防災・危機管理部)〕 空中消火活動の充実に期するため、防災ヘリコプター及び、熱源探査装置を含む空中消火用資機材の整備と備蓄並びに維持管理に努めるものとする。 〔県(各部局)〕 自然条件等についての国民の正しい理解を得るため、林野火災に関する広報資料の作成・周知等に努めるものとする。 林野火災の未然防止と被害の軽減を図るため、林野火災の発生危険度等に係る情報の発信に努めるとともに、標識板や立看板、防火水槽、簡易防火用水など防火思想の普及と初期消火のための施設の配備を促進するものとする。	288	防災基本計画を反映 (消防安全課)
[市町村] 防火水槽・貯水槽の整備、自然水利・指定消防水利の増強を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。	[市町村] 防火水槽・貯水槽の整備、自然水利・指定消防水利の増強を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。 [市町村、消防機関] 消防団について、消防本部等と連携した実践的かつ効果的な訓練の充実や、悪条件下での情報伝達体制の強化、火災対応能力の向上に必要な資機材等の充実等を図るものとする。		

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
(略) 6 避難収容活動、施設・設備の応急復旧活動への備え (略) 7 防災関係機関等の防災訓練の実施 [県(各部局)、市町村、防災関係機関] 様々な状況を想定し、地域住民等を含めた防災関係機関が相互 に連携した実践的な訓練を実施するものとする。	(略) 6 避難収容活動、施設・設備の応急復旧活動への備え(略) 7 防災関係機関等の防災訓練の実施 〔県(各部局)、市町村、防災関係機関〕 様々な状況を想定し、地域住民等を含めた防災関係機関が相互に連携した実践的な訓練を実施するものとする。	289	防災基本計画を反映 (消防安全課)
第 <u>4</u> 節 防災活動の促進	「消防機関」 広域応援など様々な状況を想定し、消防計画や林野火災防御図 等を活用した、より実践的な消火等の訓練を実施するものとする。 第5節 防災活動の促進	289	「第3節 林野火災に
(略)	(略)		対する警戒の強化」新 設に伴う変更(消防安 全課)
第2章 災害応急対策 第1節 発災直後の情報の収集・連絡	第2章 災害応急対策 第1節 発災直後の情報の収集・連絡		
1 災害情報の収集・連絡 	1 災害情報の収集・連絡 被災地方公共団体は、林野火災対応の指揮体制を早期に確立す るとともに、関係機関との調整等を含む消防活動全体の総合調整 を行うものとする。	289	防災基本計画を反映 (消防安全課)
(1) 林野火災情報の収集・連絡	(1) 林野火災情報の収集・連絡		
〔県(防災・危機管理部、警察本部)〕	〔県(防災・危機管理部、警察本部)〕		
市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報	市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報		
告するとともに必要な関係省庁へ連絡する。	告するとともに必要な関係省庁へ連絡する。		
また、必要に応じて航空機による目視、撮影等による情報収	また、必要に応じて航空機による目視、撮影等による情報収		
集を行うものとする。	集を行うものとする。		
〔市町村〕火災の発生状況、人的被害の状況、林野の被害の状況等の情	[市町村] 火災の発生状況、人的被害の状況、林野の被害の状況等の情		
報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、	報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、		

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき、消防庁に対しても覚知後30分以内で可能な限り早く報告するものとする。	把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき、消防庁に対しても覚知後30分以内で可能な限り早く報告するものとする。 <u>〔消防機関〕</u> 無人航空機等を活用し、夜間も含め刻々と変化する災害の状		
(2) 林野火災情報等の収集・連絡系統 (略)	<u> </u>		
(3) 応急対策活動情報の連絡 (略)	(3) 応急対策活動情報の連絡 (略)		
第2節 活動体制の確立	第2節 活動体制の確立		
3 広域的な応援体制 〔県(防災・危機管理部)、市町村〕 県内において林野火災が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、県地域防災計画(地震災害対策計画編)第3章第3節第2「応援要請・受入体制の確保」に準じて、迅速・的確な応援要請の手続を行うとともに、受入れ体制の確保を図るものとする。	3 広域的な応援体制 「県(防災・危機管理部)、市町村] 県内において林野火災が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、県地域防災計画(地震災害対策計画編)第3章第3節第2「応援要請・受入体制の確保」に準じて、迅速・的確な応援要請の手続を行うとともに、受入れ体制の確保を図るものとする。 「県(各部局)、市町村、消防機関] 急激な延焼拡大や火災の長期化にも的確に対応できるよう、林野火災の発生を他の消防機関や消防防災航空隊、自衛隊に情報共有するとともに、早期に応援を要請するものとする。また、県は、必要に応じ、又は被災市町村からの要請に基づき、消防庁や自衛隊に対して応援等の要請を行うものとする。 県内応援部隊の調整を行う代表消防機関は、火災の延焼状況等を把握し、被災市町村の消防機関に対して応援部隊の派遣に係る調整など支援を行うものとする。	293	防災基本計画を反映 (消防安全課)
第3節 救助・救急、医療及び消火活動	第3節 救助・救急、医療及び消火活動		
3 地上消火活動	3 地上消火活動	294	防災基本計画を反映

改定前	改定後	R6年度 計画 掲載項	備考()は意見提出元
[市町村、消防機関]	[市町村、消防機関]		(消防安全課)
	林野火災を想定した消防計画や林野火炎防御図のほか、強風下		
	の林野火災を想定した飛び火警戒要領等の策定等を行い、効果的		
	な消火活動体制を整備するものとする。		
林野火災を覚知した場合は、火煙の大きさ、規模などを把握	林野火災を覚知した場合は、火煙の大きさ、規模などを把握		
し、迅速に消火隊を整え出動するとともに、消防相互応援協定に	し、迅速に消火隊を整え出動するとともに、消防相互応援協定に		
基づく広域応援を要請するなど、火勢に対応できる消火体制を迅	基づく広域応援を要請するなど、火勢に対応できる消火体制を迅		
速に確立するものとする。	速に確立するものとする。		
	熱源探査を活用した効果的な延焼状況等の把握や消火活動のた		
	め、熱画像直視装置や無人航空機等の関連する資機材の整備を促		
	進するものとする。		
	水利が限られる山間地での消火活動の実施のため、自然水利の		
	利用や消防用水の確保が可能な車両等、林野内への送水や放水を		
	可能にする資機材の充実強化を図るとともに、建設業者等の所有		
	車両の活用に向けて連携を強化するものとする。		
	<u>〔消防機関〕</u>		
	火災防御に当たっては人命を第一とし、住家等への延焼防止を		
	最優先に行うものとする。		
	速やかに火災の状況を把握するとともに、消防計画、林野火災		
	防御図、飛び火警戒要領等の活用や、地上消火隊及び消防防災航		
	空隊間の連携により、迅速かつ効果的な消火活動を行うものとす		
	る。また、活動終期にあっては、空中からの熱源探査並びに地上		
	での警戒及び残火処理を徹底し、確実な鎮火を行うものとする。		
	消火活動の実施に当たり、滑落や落石、火煙に囲まれる危険性		
	等の山間地特有の安全管理を周知徹底するものとする。		
〔自主防災組織、住民〕	〔自主防災組織、住民〕		
林野火災発生後初期段階において、自発的に初期消火活動を行	林野火災発生後初期段階において、自発的に初期消火活動を行		
うとともに、消防機関に協力するよう努めるものとする。	うとともに、消防機関に協力するよう努めるものとする。		